

林政審議会 議事録

1 日時及び場所

平成23年3月1日（火曜日）13時30分～17時00分

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

2 出席者

・委員（敬称略）

井上篤博、岡田秀二、加賀谷廣代、葛城奈海、金井久美子、上安平冽子、黄瀬 稔、

合原眞知子、佐川文教、鮫島正浩、島田俊光、島村元明、藤野珠枝、藤原道生、

細田衛士、前田 穰、安成信次、横山隆一

・林野庁

3 議 事

(1) 森林病虫害等被害対策について（説明事項）

(2) 森林・林業基本計画の変更について（説明事項）

(3) その他

○三浦林政課長 ただいまから林政審議会を開催いたします。

まず初めに、私、林政課長の三浦から、定足数についてご報告いたします。本日は、委員20名中、鈴木委員、田中委員の2名が欠席でございますが、現在18名の委員にご出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。田中委員におかれましては、本日急用のため欠席ということでございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○岡田会長 本日は本当にお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は、次第のペーパーにありますように、大きな議題としてその他を含めて3題ですが、大変重要な議題でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、田名部大臣政務官にもご出席をいただいております。

まず、初めに政務官からご挨拶をお願いしたいと思います。

○田名部政務官 本日は、委員の皆様におかれましては、大変ご多様中にもかかわらず、今日は20名中18名のご出席をいただいたということで、本当にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

1つ、ご報告でありますけれども、本日、閣議におきまして、森林法を改正する法律案、これが閣議決定されました。この法律案につきましては、森林・林業再生プランを法制面から具体化するもので、所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保や路網の整備等を含めた森林経営計画の創設などを内容としているところであります。

今後、国会の場で議論されることとなります。本当に混乱する国会の中でありまして、早期成立を目指して、全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議であります。今、会長からお話がありました次第にあります重要な課題についてご議論いただくことになっております。ぜひ、この審議会におきましてこの課題について忌憚のないご意見を賜りますよう、委員の皆様にご心からお願いを申し上げます。

また、本日は、森林病虫害の被害対策について、ご報告をさせていただくこととなっております。特に、昭和50年から続いている松くい虫の被害対策については長年のご努力によりましてその被害というものが減少傾向にあるわけですが、一方で、最近ではナラ枯れの拡大であるとか、また野生鳥獣による被害が話題となっております。この機会にあわせてご報告をさ

せていただきたいと思います。

今、森林・林業・木材産業の改革は、政府の今大きなテーマの一つとなっております。私たち政務三役も先頭に立ってしっかりと取組を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。

また、今日は私も時間のある限り会議に出席をして議論をお伺いしたいと思っていたのですが、急遽会議が入ってしまいまして、この後すぐに退席をさせていただき失礼をお許しいただきたいと思っております。そのことをお詫び申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田会長 どうもありがとうございました。

政務官におかれましては、ただいまのお話のように、当初はずっと一緒にお話し合いをしたいと申ししていたんですが、急きょ、お忙しくなられましたので、ここでご退席となります。

○田名部政務官 どうぞよろしくお願いいたします。

(田名部政務官退席)

○岡田会長 それでは、もう一度次第のペーパーに戻っていただきまして、議事を進めさせていただきます。

第1番目の議事は、森林の病虫害等被害対策についてでございます。この件につきましては、この林政審議会に報告をすることになっておりまして、報告事項、説明事項でございます。なお、本日は、この病虫害等被害対策の専門家でございます岐阜県立文化アカデミーの客員教授、田畑勝洋特別委員にご出席をいただいております。

○田畑特別委員 ご紹介を賜りました岐阜県立文化アカデミーの客員教授の田畑と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、第1番目の議事につきまして、ご説明、ご提案をお願いいたします。

○中村森林保護対策室長 森林保護対策室長の中村でございます。

森林病虫害等被害対策につきましては、いつもは前年の被害状況が確定します9月ごろに審議会にご報告をさせていただいております。今年度は審議会の開催となかなかタイミングが合わず、時期がずれ込んでしまいましたけれども、今日ご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に、資料ナンバー1-1、森林病虫害等被害対策について、の資料がございますので、それに基づきご説明をさせていただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、裏に目次がございますが、松くい虫被害対策、ナラ枯れ被害対策、野生鳥獣被害対策について、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。松くい虫被害の現状です。

量的には被害量は減少傾向にございまして、21年度は約59万立方メートルになっています。地域的には北海道を除きます46都府県で被害が発生しております。東北地方などの北国や標高の高い寒冷地に被害が拡大する傾向がありまして、昨年1月にはこれまで被害がありませんでした青森県において被害木が1本だけですが発見されています。被害木を確実に処理し、その後、厳重に監視を行っておりますけれども、新たな被害は発見されていない状況です。このまま4月を迎えることができますと、22年度の被害発生県は再び45都府県に戻ることになります。

2ページをご覧ください。松くい虫の被害発生メカニズムと防除手法を整理しています。

発生メカニズムですが、5月から7月に被害木から羽化しましたマツノマダラカミキリが健全木の若枝の皮を食べるときに病気の原因でありますマツノザイセンチュウを運びます。そして、樹体内で、線虫が増殖し、マツが衰弱し、枯れていくメカニズムになっています。

防除手法でございますが、1つとしましては、カミキリが健全木に線虫を伝播するのを防ぐということで、薬剤散布による防除。それから、感染源となります被害木を処理する伐倒駆除、そして健全木の樹体内で線虫が増殖するのを防ぎます樹幹注入。こういった防除手法をとっております。

3ページをご覧ください。松くい虫被害対策の方針です。

集落や農地を守ります海岸林とか公益的機能の高い森林を保全すべき松林、その周辺を周辺松林としまして、重点的かつ総合的な対策を実施する方針としています。

保全すべき松林を重点に防除いたしまして、その周辺は感染源とならないよう広葉樹などに樹種転換をする考え方をとっております。右下の表にございますように、民有林の松林面積168万ヘクタールでございますが、そのうちの約1割17万ヘクタールを保全すべき松林に指定しております。

4ページをご覧ください。松くい虫の被害対策の概要でございます。

3本柱で取り組んでいます。まず、基本は保全すべき松林における適確な防除。そして、森林保全体制の整備の中では、被害の早期発見体制の整備だとか、技術者の育成、こういうことに取り組んでいます。森林の健全化の推進の中では、周辺松林の樹種転換、あるいは落葉かきなどの林床整備、また抵抗性松の供給体制の構築、こういったものに取り組んでいるところで

ございます。

表の下にちょっと書いておりますが、昭和50年代の防除の主役は航空機を利用して行います薬剤散布でございました。しかし、被害が減少し、さまざまな手法が取り入れられる中で、現在の散布面積はピーク時の10分の1以下となってきております。散布量は減少してきておりますけれども、薬剤の散布の適正な実施は、万全を期していく必要がありますので、その効果と環境への影響を毎年調査しているところでございます。

5ページをご覧ください。21年度の今申しました効果調査の概要です。

14件に協力していただきました。②の調査結果のところでございますように、被害本数率で薬剤を散布しました特別防除区では2.7%、散布をしなかった非特別防除区では5.4%、例年の調査結果と同様に特別防除による防除効果を確認したところでございます。

6ページをご覧ください。21年度の自然環境等影響調査の概要でございます。

6件に協力をしていただきました。②の調査結果のところですが、林木及び下層植生につきまして異常は見られませんでした

鳥類、昆虫類、土壌動物、水生動物への影響ですが、昆虫類に固体数の減少が見られました。土壌、河川水及び大気中における薬剤残留でございますが、これは指針値とか評価値に照らしまして問題がなかったところです。詳しいデータには別冊で資料1、2ということで、参考資料として整理をしています。薬剤散布の適正な実施を確保するために今後もデータの蓄積、それから公表を行っていきたいと考えております。

7ページをご覧ください。ナラ枯れ被害の現状でございます。

被害量は増加傾向にありまして、21年度は23万立法メートルと大幅に増加しております。被害は、本州の日本海側から広がっており、21年度には被害発生件数は23府県になりました。今年度におきましては、これまでのところ東京都の島嶼部、静岡県、群馬県、青森県、岩手県で新たに被害が発生したほか、奈良県で再発しているところでございます。

8ページをご覧ください。ナラ枯れ被害の発生メカニズムと防除手法でございます。

発生メカニズムですが、6月から8月に被害木から羽化脱出しましたカシノナガキクイムシが健全木の地面の際から樹の部分にかけまして潜入して、そこで病気の原因であるナラ菌を運びます。集中的に潜入を受けますと持ち込まれたナラ菌が樹体内で広がり衰弱し、枯れるという過程をとっていきます。

防除方法でございますが、予防手法としましては、健全木の樹にカシノナガキクイムシの侵入を防ぐための粘着剤の塗布とか、あとビニールシートを巻くとか、こういうことを行ってい

ます。また、殺菌剤の樹幹注入によりまして、樹木を枯らせますナラ菌などを殺菌するという手法をとっています。また、駆除手法はカシノナガキクイムシを駆除するために薬剤によるくん蒸、または焼却を実施しているところでございます。

9ページをご覧ください。ナラ枯れ被害対策の概要でございます。

被害の発生メカニズムの解明を受けまして、14年度からは駆除措置に、それから19年度からは予防措置、そして今年度からは殺菌剤の樹幹注入に対する支援を開始いたしました。また、ナラ枯れ被害が増加している背景としまして、薪炭材としてのナラ類の利用が減って、樹木が高齢化、大径木化していることが指摘されています。例えば、大径木で枯れる率が高まるとか、大径木でクイムシの脱出数が多くなるとか、こういったデータが研究報告されているところでございます。直接的な防除だけではなく、循環利用とか森林整備事業によりまして、森林整備を進めることも必要だと考えております。

また、新たな手法としまして、「おとり木トラップ法」が研究開発されており、来年度から現地での実施を促進する予定にしております。

右側の※のところにもちょっと書いておりますが、「おとり木トラップ法」は合成フェロモンを利用しまして、カシノナガキクイムシを誘殺する方法でございます。従来の予防手法は1本、1本の木を処理していく方法で、まとまった面積を一度に処理するということがなかなかできませんでした。かと言いまして、被害のメカニズムが少し違いますので、松くい虫被害で行っておりますような薬剤散布の適用がなかなか難しいところでもございます。そういった中で、この方法で面的な予防が可能になると期待しているところでございます。

今、これらの内容を含めまして、被害対策の体制づくりから実行までをまとめましたマニュアルの作成を進めているところでございます。

10ページをご覧ください。野生鳥獣による森林被害の現状です。

森林所有者などからの被害報告ベースでございますが、これでは近年は5,000から7,000ヘクタールで推移しておりまして、このうちシカによる被害が6割から7割を示しております。その下の○に書いてありますように、とりわけシカ被害への対処が重要となっているところでございます。

下のカッコのところに、ちょっと字が小さくて恐縮ですけれども、書いておりますが、報告ベースとは別に森林資源モニタリング調査で、系統だった調査を行っております。シカの被害率につきましては、この調査で5年間で、3.8%から5.9%に増加しております。報告ベースでは新たな被害が対象になりまして、モニタリング調査では累積の被害が対象になるという違い

はございますけれども、被害の深刻化が数字としてあらわれていると解釈しております。

11ページにつきましては、鳥獣による森林被害の防除方法の整理をしております。

12ページをご覧いただきたいと思います。鳥獣被害対策の概要です。

右の表に、3項目で整理しております。基本となりますのは森林整備と一体となった被害対策の推進でございます。その中心となります森林整備事業では植栽、下刈り、間伐などの森林整備と一体的にシカの防護柵などの整備を行っております。

2点目は、被害防止技術の開発でございます。例えば、効率的な防護柵の設置の技術。森林内での効果的な捕獲の技術。シカを増やさない施業上の留意点の整理。こういったようなものの技術開発を進めているところでございます。

3点目は、国有林における鳥獣被害対策でございます。シカ対策には、広域的な取組が必要となりますが、なかなかそれが進まない現状でございます。奥地広域に広がります国有林におきましては、地域やNPOなどと共同連携した取組を実施しています。また、職員自らもシカの捕獲に積極的に取り組んできているところでございます。

資料1-2の参考資料の一番最後のページに、国有林での取組事例を添付させていただいております。

なお、鳥獣被害対策につきましては、林野行政のみで対応できるものではございませんので、鳥獣保護法や鳥獣被害防止特措法に基づきまして、環境省、また農業被害対策と連携して進めているところでございます。

以上、松くい虫被害対策、ナラ枯れ被害対策、鳥獣被害対策について説明させていただきました。今後とも試験研究機関での研究成果を踏まえて、地域やNPOなどと連携して取組を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

資料ナンバーは1-1と1-2に関連した説明でございました。田畑特別委員、補足はありますか。

○田畑特別委員 田畑でございます。

補足というよりも、マツ枯れのことをもっと理解していただきたいということがありまして、なぜ枯れるかというところだけをポイントで、マツ枯れだけに絞ってお話を申し上げたいと思います。

まず、メカニズムの大部分が解明されております。しかし、まだまだ未解明な部分がありま

して、十分な理解が得られていないのが今の状態でございます。これまでは水分通導阻害というのが起きます。要するに、マツノザイセンチュウ樹体内に入りますと仮道管の空洞化ということで、水が切れてしまう、水分が止まってしまうということで水が上に上がらなくなってしまふ、それが原因で実は枯れるんだということになっています。これは間違っていないんです。しかし、何で水が切れるかという根本的な原因がはっきりしていないところに問題があるんです。

実は、私たちも営々と研究してきたんですが、その部分については全く研究的なものがないのかと思っていましたら、実は1970年代から80年代に若干こういうものがあるんです。それをひも解いてみますと、その結果、実はマツノザイセンチュウが樹体内に入りますと、線虫は根に行くんです。その根に行って、そこで繁殖を起す。繁殖しますと、養、水分を吸収する吸収根、白色根とも言いますし、また細根とも言いますが、こういったものが完璧になくなってしまふんです。吸収根がなくなるがゆえに、実は養、水分、吸収機能が顕著に低下してしまふ。よって、水分通導阻害が起きてしまうということが、最近の論文をよく精査した段階で、どうやらそうではないかというところなんです。あくまでもこれは科学的な根拠はまだ必要です。しかし、論文としては基礎的な論文がありますので、それほど大きな間違いではないだろうと思います。

そして、結果的には、こういうことでございますので、これまで中村室長からご説明があったように、マツノザイセンチュウを殺すか、マツノマダラカミキリを殺すかという形で今までやってきましたけれども、こうなりますと根にいるマツノザイセンチュウを何とかして叩かなければならんという部分が出てくるのではないかとということで、新たな防除技術の開発というものが今後検討されなければいかんだろうということで、質疑応答の時間も随分少ないと思いますので、私からはマツ枯れのメカニズムについて若干ご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○岡田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問をいただきたいと思います。

松くい虫の被害対策です。

○藤原委員 兵庫県からまいりました藤原でございます。先ほど、松くい虫のご説明をいただいたわけなんです、6ページに自然環境等影響調査の概要は以下のとおりということでお示しいただいているんですが、例えば野生鳥類とか土壌動物、さらには水生昆虫類等については大括りでこう書いてあるんですが、例えば昆虫類、カミキリ、ハチ、オサムシというふうの特化

されているのは、この理由と、もう1つは、調査結果として優位に減少というご発言があったんですが、例えば今後の薬剤の変更、散布方法の改善であるとか、何かそういうような検討がなされているのか。その2点をお伺いしたいです。以上です。

○岡田会長 お願いします。

○中村森林保護対策室長 まず、昆虫類でこの3つを選んでいる理由でございますが、森林総合研究所の研究者の方々ともご相談しまして、まずこの3種類で調べれば大体全体像としてわかるのではないかと。1つとしては、カミキリムシ自体とそれからハチがやはり敏感だというお話がございますので、ハチ類、それからあとオサムシということで選んでおります。

それから、参考資料の11ページをご覧くださいと思います。

それぞれ鳥類から始まりまして、昆虫類、土壌動物、水生動物につきまして、種類数の変化、散布の前と後の変化、それからあと散布をしたところ、しないところの比較をいたしまして、それでそれを統計処理しまして、優位に差があるかどうかというのは毎年度ごとに調べております。種類数のほうについては、ほとんど変化がないということです。

それから、12ページのほうですけれども、こちらが固体数のほうを調べております。色のついているところが、統計上優位に散布後に減少したとか、それから散布をしているところ、してないところと比べると、散布をしてないところのほうが多かったとか、そういう色がついているところがそれを示しています。もともとカミキリムシに対して、防除しておりますので、カミキリムシについては、このように全てのところで差が出ているところです。

それから、ハチとかオサムシにつきましては、21年度の結果については、明らかな差が出ているところがございますけれども、年によってまちまちでございますので、まずはこういった客観的なデータを十分蓄積させていくということが非常に重要だと思っておりますので、これからは兵庫県さん初め各都道府県のご協力をいただきながら、データを蓄積していきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○岡田会長 藤原委員、よろしいですか。

○藤原委員 はい。

○島村委員 島村でございます。松くい虫関係でこれは以前もちょっとお話ししたと思うんですが、今までの被害というのは赤松とか黒松、あるいは琉球松とかそういうものだと思うんですが、ちょっと1つ心配しているのは、これが北海道のエゾトドとか、今どんどん地球温暖化で温かくなっているわけです。そういうものに住みつく虫、例えばアラスカと

かあるいはカナダのBC州、アルバータに飛び火したり、いろいろなことが起きているわけです。その辺の可能性です。仮に起きたら大変な問題になっていくと思うのですが、その辺のことはどういうふうに、林野庁で何かそういう懸念と言いますか、そういうことをお考えになっているのか、ちょっとそれをお聞きしたいということです。お願いします。

○岡田会長 お願いいたします。

○田畑特別委員 十分なお答えになるかどうかわかりませんが、エゾマツ、トドマツの場合は、あれはマツではなくて、トウヒの類なんです。ということは、基本的にはマツノザイセンチュウでは枯死しないということが1点です。

それから、主に危険なのは、ヤツバキクイムシです。あれは昭和29年のころ、洞爺丸台風がありました。あのころに大量に枯れました。そうすると、いったん枯れますと、もともとあれは二次性の害虫ですので、倒れた木に繁殖するわけです。ところが繁殖、増殖しますと大量に成虫が飛び出します。そうすると周辺の健全木にもやはりアタックをかけるということで、当時非常にたくさんのお木が枯れました。そういうふうにはほかの原因があって、それから実は害虫がアタックするというのは一般論でありまして、この場合はザイセンチュウには感染しないかもしれませんが、そういったクイムシの類には非常に危険である。そういう衰弱した場合に限ってのみですけれども、そういうことが起き得るということでございますが、それでよろしいでしょうか。

○中村森林保護対策室長 あと行政上のご説明をちょっとさせていただくと、ちょっとこれは針葉樹とは違うんですけれども、今、病虫害はいろいろ、例えば広葉樹にはカツラマルカイガラムシといったようなものが広がっているとか、それからウエツキブナハムシの食害が広がっているとか、いろいろな情報が入ってまいります。まずは、その情報を注意深く収集いたしまして、それで普通のものであれば、例えば5年ぐらいたてば、被害は自然と終息してしまうようなものが多いものですから、その被害がどういうものかを田畑先生初め試験研究機関の研究者の皆様方と連携をとりながら、監視するという体制をとっているところでございます。

○岡田会長 そのほかはよろしいですか。

○島村委員 非常にそういうことがいったん起こると大変なことになりますので、かなり警戒をするべきではないかと思えます。

○岡田会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 横山です。私も3つ、伺いたいことがあるんですけども、7ページ、8ページのナラ枯れと言われているものです。各地で大変よく目にするようになって、どういう仕組みで広がるのかということを知りたいんですけども、1つ目は、あらゆる生き物が植物も昆虫も微生物なども含めて温暖化のために北に向かっているという、そういう様子は目にするんですけども、ナラ枯れ被害というものの被害を受ける樹種としては何があるのかということです。特に、それを知りたいのは二次林でない自然林の中にどの程度、このナラ枯れが入っているのかというような、それがどの程度林野庁の方々に押さえられているのか。そこを聞きたいというのが1点です。

それから、2つ目は、ナラ枯れ被害というタイトルになっていますが、どういう状態で被害と呼ぶのかということで、その基準が知りたいということです。なぜそう思うかと言うと、関東北部で私がフィールドにしているようなところについては、かつて使っていた農林分ですけども、40年以上放置された薪炭林のようなところで起きていて、大変な大径木でこのムシがつくということで、若齢のものについては逃げています。こういう状態の中で、見方によっては樹種の交換を促進しているというそういう仕組みに見えて、対象はいろいろとその後に書いてありますが、保全対象に選んだものに対して、いろいろな被害対策、そういうものが行われると思うんですけども、人が増やしたものの中には、もうこの時代に消えてやむを得ないものも含まれているのではないかと思います。その中で、どういうものを被害と呼ぶのかという、それを伺いたいというのが2つ目です。ぜひ林野庁としても生態学的な観点からもこの現象について詰めていただきたいと思います。どういうものを被害と言うか、それを伺いたいの2つ目です。

それから、3点目はこの9ページに健全な里山林の再生を図ることを同時にやらなければ意味がないという記述があるんですけども、これは大変大事なことで、つまり日常的に利用していくということだと思われるんですけども、具体的にどういう施策を考えられていらっしゃるのかという、放置されて植生は潜在植生に戻ろうとするものですから、樹種が変わって行くのもある種の当たり前のプロセスだと思います。どこでどういう里山林を維持するのかということがとても大事になってくるんですけども、具体的にどういうお仕事を考えているのか、それを伺いたいというのが3点目です。

以上です。

○岡田会長 お願いいたします。

○中村森林保護対策室長 どうもありがとうございます。

まず、温暖化の影響でございますけれども、7ページに、日本地図に最近の被害の推移を印しておりますけれども、必ずしも南から北に被害が広がっているという形ではございません。そして、研究者の方々がカシノナガキクイムシの分布とかそれからナラ菌の素性をDNA解析とかで調べられておりますけれども、どうもそういう南から北に上がっていったということではないのではないか。それぞれのところにいたのではないかという学説が主流になってきております。

それから、被害を受ける樹種でございますけれども、ブナ科の樹種で、ブナ以外はほとんどかかるということで、コナラ属、クリ属、シイ属、マテバシイ属、こういったところに被害が見られるということでございます。

それから、被害の何をもって被害と言うのかということなんですけれども、もともとカシノナガキクイムシは木にはついておりましたので、枯れた木を被害木というふうにしているところでございます。

それから、健全な里山林の整備でございますけれども、これはまず第一には現在の森林整備事業でもいろいろ広葉樹林の健全な育成を促進するための作業種がございますので、それを適用して里山林の整備を進めていってくださいということで都道府県のほうにお願いをしているところ、またその段階に留まっているところでございます。いずれにしろ、もっと防除戦略をきちんとつくっていかねばいけないということは思っております、先ほどちょっと申し上げましたマニュアルづくり、これは今年度暫定版をつくって、また来年度さらにバージョンアップしていこうと思っておりますので、その中でまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 2つ目の、枯れた木を被害木と呼ばれるという、それはよくわかるんですけれども、そうではなくて、被害というのをどういうふうに人間社会として受け止めればいいのか。つまり木がムシによって枯らされるということを被害と呼ぶと、普通の山の中では当たり前のように毎日それが起きているんです。ですから、その中で取り上げて被害と呼ぶためには例えば非常に高密度だとか、固体数が膨大に多いとか、何らかの基準があって状況が説明できないと、被害ではないと思うんですけれども、害を被るということをどういう基準で見ているのか。それが私の伺いたかったことなんです。

○中村森林保護対策室長 ちょっと漠然としちゃうんですけれども、今、病気だと判断してい

るのは集団的に枯損が起きているといったところで、ほかとはちょっと違う異常な部分があるということで被害というふうに位置づけております。

すみません、漠としていました。

○田畑特別委員 今の質問に関しましては、私なりの意見ですけれども、これは全ての納得する意見ではないかもしれませんが、私から考えると、公益的機能、要するにミズナラが持っている水源かん養機能、あるいはコナラが持っているようなそういった機能、それがどのぐらい問題になるか。ここのところがやはり一番大きなポイントだと思います。本数はそれによって決まるわけです。何本の被害木が出れば、どれぐらい公益的機能が減るか。それによって再生はどのぐらいやればいいのかということになってくると思います。

もちろんたくさん豊凶の問題、クマ等の問題もありますけれども、それはそれで別の問題だというふうにとらえなければいかんと思いますけれども、私としてはそういうふうに認識しています。

○岡田会長 よろしいですか。

なお、詰めなければいけない項目が出てきたと思いますが、なかなか定義の問題になりますと、やはりきちんとした議論とそこでのある根拠、科学的なところも必要になってきますので、宿題としていただきたいと思います。

それでは、もしほかになければ、次の議事に進めさせていただきたいと思います。

次は、次第のペーパーに戻っていただきますと、森林・林業基本計画の変更について、という大きなテーマでございますが、内容的には3つほどのことを今日はご提案、ご審議をいただくように考えております。

それでは、早速でございますが、事務局からご提案をお願いいたします。

○安東企画課長 企画課長の安東でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、まず基本計画の変更について今日は3点ご説明をさせていただく中の最初の1つの目標の考え方についてご説明をさせていただきます。その前に、田名部政務官から森林法の改正法について今日閣議決定いただいたという報告をさせていただいたんですけれども、その内容について、簡単ではございますけれどもご紹介させていただきたいと思います。

お手元の封筒の下に森林法の一部を改正する法律案の概要というA4縦の何枚かの紙があると思いますので、その一番上のページをご覧いただきたいと思うんですけれども、上のほうが四角で囲ってある紙です。

今回の森林法の一部を改正する法律案でございますけれども、これは一昨年12月に定めまし

た森林・林業再生プランを法制面で具体化するものという位置づけになってございます。その枠囲みの中に最初の2行を書いていますけれども、内容を一言で申し上げれば、森林所有者がその責務をきちんと果たして森林の有する公益的機能がきちんと発揮されるように法律上の措置を講じていこうとするものでございまして、狙いはそこに①、②とございます。

1つは、施業集約化で多くの所有者さんを集めて、効率的にやっいていこうという中で、一部森林所有者さんの合意が得られなかった、あるいはそもそも所有者さんがわからなかった場合に、なかなか手続が進んでいかないというところに対して、そういう場合であっても、必要な間伐造林がやれるように、一部私権制限をしていくというものです。もう1つは、きちんと森林計画制度を施業集約化も含めて、持続的に経営していくための計画に変えることによって、新たな森林管理環境保全直接支払制度の対象としたり、それから山林相続税の納税猶予の対象に、これは24年度要望ということになりますけれども、つなげていこうとするものでございます。

概要につきまして、以上の狙いの2つに沿って、その下の概要のところ大きく3つ掲げてございます。(1)、(2)が上の枠囲みで言えば、①に該当する部分でございます。(1)は今までも所有者さんの同意が得られない場合に他の人がかわって路網を設置しようとか、間伐が必要なところについてはほかの人が間伐しようという手続が森林法に置かれているんですけども、所有者さんが不明な場合には、所有者さんとの協議ができないものですから、その先に手続が進んで行かないという不十分な点がございましたので、今回、そこを所有者さんが不明であっても手続が進んでいって、かわりに路網を設置したり、間伐を代行したりするということができるように措置を講じているものでございます。

もう1つは、(2)に書いてございますけれども、これまでも届出があった後に、伐採をして、届出どおりに造林をしなかった場合には強制的に造林命令をかけるという措置があったんですけども、そもそも無届の伐採については、勧告止まりで、造林命令がかけられないという規定になっていましたので、そこもちゃんと造林命令がかけられるようにするという内容です。

(3)は枠囲みの②に対応する部分ですけれども、集約化を前提に、路網整備も含めた計画とするという集約化を前提とした計画に変えていくということと、計画を立てる人もきちんとその経営に責任のある方、森林所有者の場合もあるでしょうし、所有者さんから長期継続的に委託を受けて経営を行う方もいらっしゃるでしょうし、とにかく経営に責任を持つ方に限定していくという内容になってございます。

以上が、森林法の改正案の概要でございます。

引き続きまして、資料2-1をご覧いただきたいと思っております。

今日、基本計画の変更についてご説明させていただく3つの事項のうち一番目、目標の考え方です。

めくっていただきまして、1ページの下の方の点線で囲まれたところをご覧いただきますと、森林・林業基本法におきまして、森林・林業基本計画において定めなければならない事項がその他を除くと3つの主要な事項が掲げられておまして、これからご説明させていただくのは、この2号の森林の有する多面的機能の発揮とそれから林産物の供給及び利用という2つの目標について説明をさせていただきます。

2ページからがまずその2つの目標のうちの多面的機能の関係の目標でございます。

この目標は、まず2ページの上の方、現行計画の考え方ということをもまず初めにご説明させていただきます。現行計画では、まず①に書いてございますように、水土保持林、共生林、循環利用林という3つの区分に森林を分けて、区分ごとに望ましい森林の姿を提示しております。それから、その望ましい姿に向かってどのような施業をやっていくかという誘導の考え方を整理させていただいております。さらに、③といたしまして、そうした誘導の考え方によって、適切に整備保全を進めていくと、森林がどのような姿になるのか、面積ですとか、蓄積とか、成長量、そういうものを数字で目標として設定いたしております。

こうした現行計画の考え方をスタート台にいたしまして、今回の考え方をその下に書いてございます。

①に書いてございますのが、森林・林業再生プランの議論の中で、大きな議論になりましたのが、3機能区分というものが今の姿でいいのかどうかということが大きな議論になりまして、その中で、ややもすると地元の議論を経ずに、機械的な設定になっているというような議論もありまして、3機能区分に各地の森林を完全に区分けするのはやめよう、なるべく市町村の主体的な区分なり機能の位置づけにしていきたいと思いますということがございましたので、今回、基本計画におきましても、3機能区分ということはまずやめるところが、大きな前提でございます。

中身については、3ページ以降で説明いたしますのでご覧いただきたいと思っております。

目標につきまして、定める内容は、望ましい森林の姿とそれからそれに向かってどう誘導していくのか、誘導の考え方、それからその考え方に沿ってやっていけば、どういう姿になっていくのかという数字の目標、大きく3つです。

1つ目の望ましい姿がどういうものなのかというのが3ページに案を示させていただいております。3機能区分をやめた際に、どういう機能を考えていくのかというところなんですけれども、3ページの上の枠で囲ってあります②をご覧くださいますと、10年近く前ですけれども、日本学術会議の答申の中で、森林の持つべき機能、持っている機能ということがこの8つに整理されていますので、③に書いてございますけれども、今回の基本計画においてはこの8つの機能について、まず望ましい森林の姿を示すということを考えてございます。

ただし、8つ全てということではなくて、④に書いてあるんですけれども、地球環境保全機能、生物多様性保全機能につきましては、それぞれ属地性がないということで、生物多様性保全機能についてはその中の一部については属地性があるという整理にさせていただいておりますので全てではないんですけれども、基本的にその2つにつきましては、森林の区分の対象とはしないということで考えてございます。

その下に、望ましい森林の姿の案が書いてございまして、今、申し上げた機能別に整理をさせていただきます。

簡単にはしよって説明させていただきますと、左から水源かん養機能で申し上げますと、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林。それから、山地災害防止／土壌保全機能で申し上げますと、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達した土壌を保持する能力に優れた森林。右のほうの物資生産機能で申し上げますと、林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林というような望ましい森林の姿を考えてございます。

4ページが中身の2つ目なんですけれども、そういう望ましい森林の姿に向かって、どういう考え方で誘導していくのかという中身です。それぞれ機能ごとに望ましい森林の姿が違ってしますので、ここも機能ごとに誘導の考え方を示すということで、縦軸に森林の機能を整理していきまして、横軸に育成単層林、育成複層林、天然生林という林型区分別に誘導の考え方を記載しています。

中身としましては、育成単層林につきましては、ちょっと順番が前後しますが5ページを見ていただきますと、それぞれ機能に応じて多様な森林整備へ誘導していくということで、針広混交林化、広葉樹林化するもの、針葉樹のままで複層林化するもの、それから、育成単層林のままだけれども、長伐期化するものが、従来の伐期で従来どおり伐採更新をしていくものと、大きく4つに分類してございます。

また、4ページに戻っていただきまして、育成単層林の欄は、今申し上げたようなことを機

能別に振り分けてございます。

それから、育成複層林につきましては、基本的に育成複層林として維持していくという姿になっています。それから、天然生林につきましては、天然生林を維持するものとそれから必要な場合には、更新補助作業等により育成複層林に誘導するという両にらみになってございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思っております。

中身の3点目で、望ましい森林の姿に向けて誘導していった際に、将来、森林がどうなっていくのかという目標の数字でございまして。今回は、今までは目標とする森林の状態につきまして10年後と20年後の数字を示していましたが、ちょっと期間が長すぎてやりながら今の状態が目標に向かっているのかいないのかというレビューがしにくいということもありまして、5年後の目標数値も示して、進捗状況を適切に把握できるようにということで、新たに欄を追加するという事を考えてございます。

それから、それぞれの数字の中身を明らかにするために参考のところ、林型区分別の内訳ということで、今後の整備の仕方が変わる育成単層林とか天然生林について内訳を示すということを考えています。数字につきましては、今回、まだ試算中ということで数字はお示しができませんけれども、今、申し上げたような考え方につきまして、ご審議を賜ればと思っております。

続きまして、7ページからが2つの目標のうちの2つ目の林産物の供給、利用に関する目標でございまして。

まず、現行計画の考え方ですが、7ページの上のほうに3点の考え方を整理してございます。1番目は望ましい森林の整備が行われた場合の木材の供給量とそれから今後の需給動向の見直しを勘案して10年後の木材の供給量と用途別の利用量を目標として提示しているという形になっております。

目標として示しているのは供給量、利用量の2つですけれども、供給量のほうは、継続的な利用が可能な路網から一定の範囲の森林について算出しているという形になっています。もう1つの利用料につきましては、製材コストの低減、集成材、合板への利用拡大を見込んで、製材用材、合板用材の利用量を増加するものとして算定しております。

今回の変更の考え方ですが、その下に書いてございます。設定の考え方自体は現行基本計画を踏襲するという事と、先ほどの多面的機能の目標と同じように、適切なレビューを実施するという観点から10年後、20年後だけではなくて5年後も示すということで考えてございます。

2つある中身のうちの1つの供給量のほうにつきましては、従来は継続的な利用が可能な路網から一定の範囲ということで算定しておりましたけれども、今回の再生プランの議論も踏まえまして、今後10年間の路網整備をどんどん進めていくということと、集約化についても集中的に実施していくということをお案するというのと、搬出間伐への切り替えによる間伐材の利用量向上ということを見込んで、再生プランで示した目標と歩調を合わせて自給率50%の水準を達成し得る供給量の確保という考え方で算定したいと考えております。

もう1つの利用量につきましては、バイオマス利用の伸びも考慮しつつ、森林整備等により算出される供給量、先ほどの供給量を品質別に出材量を割り振って、用途別に配分していくという考え方で算定したいと考えてございます。

8ページ、9ページでもう少し供給量と利用量の算定の考え方について補足的に説明をさせていただきますと、まず8ページが供給量のほうですけれども、算出方法のところを見ていただきますと、やや細かくなりますが、伐採齢については、現時点では平均の伐採齢期は12齢級でございますけれども、長伐期化を目指していくということで、50年かけて18齢級に伸ばしていくという前提で算出したいと考えております。

それから、利用率のほうですけれども、現在、伐採立木材積に対して素材生産量の割合は5割に留まっていますけれども、木材利用量の増加を見込んで、10年後には8割以上の利用ということで算定したいと考えています。

次に、利用量のほうでございますけれども、9ページです。

これも算出方法のところをご覧いただきたいと思えます。

利用量につきまして、まず用途別に分かれますけれども、製材、用材につきましては、安定供給体制の整備等により国産材への転換を促進するというのと、公共建築物等の木造・木質化などによる利用促進ということを見込んで算出をしたいと考えています。

2番目のパルプ・チップ用材につきましては、国産針葉樹チップへの転換を促進することや熱・エネルギー利用などの利用促進ということで新規需要が増加することを見込んで算定したいと考えています。

3番目の合板用材につきましては、針葉樹合板への国産材へのさらなる利用の拡大、非木質材料の木製への転換ということで、需要が増加していくということを見込んで算定したいと思っております。

10ページに様式のイメージが書いてございますけれども、木材の供給目標につきましては、木材供給量という形で今までの10年後、20年後に加えて、5年後を追加することをお考え

ています。

それから、用途別の利用の目標については製材用材、パルプ・チップ用材、合板用材その他に分けるといふことで考えていますが、エネルギー利用についても別がけで示せるかどうかといふことでちょっと検討しております、次回またその点の考え方も追加的にご説明させていただきます。と思っておりますけれども、現時点ではまだ方向が定まっております。

基本計画の1つ目については以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。

プランがまとまって、それを実現していくべく法律改正、その動きの一つが今日閣議決定されているといふことでございました。それで、それらを含めて具体的に政策をきちんと変えていくためには我が国の最も根幹にあるところの森林・林業基本計画、これをまず変えなければいけないといふことで、その基本計画は課長さんからもお話がありましたように、実は大きく主要なところでは3つのことをきちんと整理するといふふうになっております。

1つは、施策の基本的な方針というものをきちんと整理する。2つ目がただいま議論になっている、今日、議事になっていることで、多面的機能発揮のための目標を決める。それともう1つは、林産物の供給、利用の目標を定めるところが、これが2つ目でございます。

3つ目が講じるべき施策ということになっておりまして、森林・林業基本計画の中でもこれ以降議論になってまいります計画制度ですとか、あるいは市町村の整備計画、これも変わってまいります、そんなこととも密接にかかわっている大変に重要な我が国の森林の目標、あるべき姿、このあたりのところの議論でございます。

当面、今日は、考え方のところについて議論をいただきたいということでの提案でございます。具体的なペーパーは資料2-1といふことで、ここに示した考え方、これについてご質疑をいただきたいと思っております。

どなたでも結構ですが、合原委員、どうぞ。

○合原委員 なかなか難しい問題だと私は思うんですが、私は現場で枠組みがなされたものの中で、いわゆる森の現場で動いて人間から見ると、前の機能区分もそのときに機能区分されるといふことで、私どもは自分の森は自分で機能区分したいと、それはなぜかと言うと、私どもが一番その森の現状をわかっている、市町村とか県とかはわからないまま、パッと枠組みを、ある程度はわかっているとは思いますが、やはりそこで線引きをしちゃうとそれはやはりわかっている人たちがここはこうしちょうだいといふのを集めて、理想的な機能区分に持っていくというのがとても私は必要だったんですが、残念ながらそれはなされなくて、この機能

区分というものを今回非常に難しい区分になっています。

私は基本的に森というのは、いろいろな機能がその中に含まれていると思います。この機能区分をする場合に、それでまた森林計画なんかをばらして、ここはこうだからと言って、数値的に整理していかなければならない作業を私ども民有林の人々に課するとすると、それはとても大変な問題なので、国としてどの程度の機能区分かというのを、というか線引きをしないでほしいという、機能というのは重層的にあっても森林であるからいいんじゃないかという、例えば産地災害防止機能、土壌保全機能とか、こういう機能というものは随所にあるわけです。それを線引きは多分しないんじゃないかと思って、私は今ご質問しているんですけども、重層的に文化機能でもそうですけれども、やはり水源かん養機能があり、文化機能がある森、保健レクリエーション機能があり、水源かん養がある森、やはりそういう重層性というのは森というのは基本的にあるので、そこら辺の機能区分をプラグマティックに線引きを、森を線引きしない考え方をどこかでやっていただくと非常に助かるなど、行政的には予算の問題だとか、いろいろな問題で、やはり線引きしたい気持ちは重々わかるのですが、それを何とかうまくどこかちょっと工夫していただいて、もっと現場の山を見ている人たちにわかりやすいような仕組みができないかなというのが1つあります。単に予算をもらうためにこうやったんだというのはやめてほしいので、やはりきちんとした山の機能区分を重層的に山に親切にしていきたいということが1つです。

森林・林業再生プランの中の法律案が決定したので、所有者が不明であっても書いてあるんですが、私が現場で集約化を若干やっているんですが、所有者が不明であってもということは、誰がどう判断するのか。例えば、ある意味では今日本の山というのは、所有者は全部ほとんど地籍上確定しています。それが不明であるという判断を明確にきちんとしておかないと、恣意的にされちゃう場合があったら、基本的に所有者の意思と全然関係なく物事が行われる危険性が私はあると思います。そこはきちんとした手続的な問題を定めていただきたいということと、所有者が不明、所有者が確定していて、どうしても協力を得られない場合はどうするかというところの問題がここであたっていないので、路網の場合とか、集約化の場合、現場で一番大変なのは、所有者がわかっているけども、合意していただけない事例が多いということなので、いきなり私権の制限のときに、所有者がわかっているけども制限できる仕組みというものをもうちょっと細かく考えていただきたいなと思います。

以上です。

○岡田会長 ちょっと分けましょうか。1点目と2点目で。まず1点目のところ、機能に対す

る考え方のところなんです。

○安東企画課長 2点いただいたうちの1点目ですけれども、今、説明を申し上げた資料2-1の3ページの望ましい森林の姿のところの③をご覧いただきたいと思います。この説明を省きましたので、その点で誤解を与えてしまったのかもしれないですけれども、合原委員がおっしゃったように、今までの3機能区分がややもすると、国の決めたフローチャートに従って、機械的に決まる。それをはりつけて、ほかの機能との重複はないんですよ、白地もないということやってきたんですけれども、ちょっと私のほうから一度説明させていただいて、計画課長が担当なので計画課長から補足があればしてもらいますけれども、あくまで決めるのはまさにおっしゃったように、地元の方々ですよ。なおかつAという機能しかない山というのが本当にあるんですか。Aという機能もBという機能も重なってある場合も多いです。ですから、何か一つに決めなければいけないということではなくて、重複もします、それもありますよということで今回は再生プランの議論の中でもそうになっていましたし、基本計画でもそういう取扱をしていきたいということで、ちょっと③にそのことを2行ほど書いてあるんですけれども、ちょっとそこを説明しなかったのが、大変申し訳ありませんでした。

○合原委員 線引きはしないんですか。

○本郷計画課長 計画課長の本郷でございます。座って説明させていただきます。

線引きをしないということではなくて、その市町村の計画を見た人に、この山はこういうことを行政として期待しているということはやはりきちんと示さなければならぬのではないかと。市町村の住民の方々に。という考え方でございます。ですので、この重複して発揮されると先ほど合原委員が言われたように、この機能とこの機能を両方が持っているものがありますよね、というのは両方持っているという線引きをするということです。そういう考え方でいろいろな機能、3つ、4つ持っている機能を全部持っているよという線引きもあり得ると思っています。

このように、市町村の行政としてこの区域のこういう山はこういう機能を持たせているんだよということはおわかりやすいようにしておきたいということでございます。そういう意味で、重複する機能も認めますし、どの機能もあまり発揮することを期待していないという空白の部分もあっていい。そういうことを皆さんの市町村の中で、森林所有者の方も入っていただいて決めていただきたいという、そういう趣旨でございます。

○岡田会長 要するに国の段階は、市町村の市町村森林整備計画、ここにある考え方と国ではこういうふうになっているんですというひな形的な大事な考え方を示しましたということなんです。あと市町村は独自に3機能区分というのは、なくしますから、独自に考えていただいて結

構ですよ。しかし国ではこういうふうを考えているというように、やはりある根拠があったり、科学性を持ったり、世界の考え方だとか、いろいろなことを含めて、ここはやはり大事ですねという、そういうところは踏まえていただきたいという、そういう関係です。

あとは市町村の一員として、所有者としてできるだけ市町村の整備計画をこういう取扱をするのがふさわしい森林だというのを皆さんで議論の上で、整備計画をつくってくださいという、そういうことなんですよ。ですから、必ずしも国でこういうふうに示したから、それを全部市町村ないしは個別の森林経営計画がこのとおりやらなければいけないということではないと。○合原委員 この前までの3機能の場合は、機能別のものを計画に書いて、それで統計とか非常に紛らわしい作業が計画上あるわけです。末端では積み上げをする段階で。だから今回のこの機能はそういう計画の数値量とは別に機能区分というふうに考えていいんですかね。数値量を出すわけですね。例えば、大分県では、これは何ヘクタールありますよという、それを落としていくというそういう形ですよ。色分けしていくという、そうすると例えば水源かん養機能は全体の8割でという、そのマップができますよね。次はこの産地、これはこのぐらいあると。だから、全部8枚ぐらいの地図が別々であって、そういうふうな色分けで大分県とか、市町村でもいいんですが、8枚の地図を見た段階で1つずつの機能区分が理解できると、そういう仕組みであって、トータルの数値だけで実際の私なんかは俗人で施業計画を立てている前に、そういう数値的なものに影響は与えないというふうに考えていいですね。

○本郷計画課長 合原委員がおっしゃっていらっしゃるのは機能区分ごとに数値がきちんと決められなければならないような仕組みになっているのかというお話でしょうか。

○合原委員 結果的に書類的にいつもこういうものが出てくると、例えばこの林分はこうですよと、最初は保安林と普通林しかございませんでしたけれども、この3機能で、3機能に分けられます。そうするとこの次は8機能になっちゃいます。それも明示していく必要があるのか。それとも重層的な場合は非常に書類的には難しいので、そういうところのシンプル化、これはあくまでも岡田先生がおっしゃったように国の指針であって、一つの大きな方向性として望ましい森林のあり方の機能ですよ。それを各地でどうするかというのはそれぞれに決めてくださいというのはわかるんですが、今まではそういうものが全て非常に煩雑な処理になっていく。そうすると本当の森を見ないで、こっちだけ、書類だけは整っているんだけど、本当の森は目標に向かって、本当にそこに行っている人たちが、ちゃんとそれに向かって、いい森をつくっているのかという、そこはなかなかうまくいってなかったんで、今回はやはり目標は崇高な理想があるのであれば、本当にそこに担う人たちの森の形というもののきちんとした姿みた

いなものを目標に進んでいくようなシステムにしていけないとまずいかなと思っています。

○本郷計画課長 今のお話はわかりました。そのような煩雑な手続とか、そういうことは廃止していきたいと思っておりますので、その辺はまた現場の方々のご相談させていただきながら進めていきたいと思っております。基本的にはそういう、書類のための書類仕事みたいなことはできるだけ廃止するような形で進めていきたいと思えます。合原委員が具体的におっしゃられていることは、私は今どういうふうにすればいいのかはちょっとまだ頭に浮かばないので、そこはご相談させてください。よろしく申し上げます。

○岡田会長 どうぞ。

○鮫島委員 鮫島です。私は、このプランの取りまとめに携わった委員の一人なので、こういうふうに分けたということに対しては、最大限リスペクトしなければいけないんですけども、一方で、合原委員が言っていることはすごく実は感覚的によくわかるんです。8個も出てくると、現場で提示されると、どうしようとすごくやはり悩むのではないかと思います。私は実は森林の区分というのは、しばしば林野庁の方にこれは難しすぎて第三者にはなかなか理解できないよということを何度か申し上げているんですけども、多分、現場の人たち、特に林業を産業としてそれに携わっている人たちというのは、ここの森はある計画、あるルール、それは絶対あるわけですけども、それに従ったら、ちゃんと切っているのかどうか、それから民間ベース、ビジネスベースということだと思えるんですけども、それか絶対にここは民間ベースでは切ることができなくて、特別な配慮をしなければいけないところだという、外にいる人間としては、2つしかないのではないかと思います。

だとすると、絶対に手を出してはいけない民間ベース、そうするとここはちゃんと法的に取り扱わなければいけないということで、民間の人はここからは引くわけです。だけどそれ以外の部分というのは、あるルールに則れば、自分たちで計画を立てて、自分たちでやっていくことができると思うと、意外と簡単に理解できるのではないかと思います。

そういう意味で、この8機能の区分というのは、私はそれぞれ色をしっかりと分けるものではなくて、実は重みづけなのではないかと思います。ですから、色としてはグラディエーションが本当はあるのかなと思います。ただ、そういうことをやって、色を混ぜちゃうと、せっかくこれからやろうと思ったことが、よく境界がわからなくなってしまうという、多分行政、管理する側としては、非常に不都合が生じるのではないかとあって、それをどうやって両者の立場を両立するか、その辺の制度設計、実行プランみたいなものがこの辺が考えどころではないかと思っています。

○岡田会長 コメントが必要ですか。

○鮫島委員 いえ。

○本郷計画課長 ちょっと1点だけ。今、鮫島委員がおっしゃられたことなんですけれども、その現場で単に切るとか切らないとかということの判断ということだけではなくて、この山をこういう山に育てていこうという姿をここに見せているということなので、水源かん養機能の高い山ということは、こういう山にしていくんだなと、単に切るとか、単に植えるとかということではなくて、将来をこういうふうにしていこうということを知っていただく、実際に現場で作業をする方にも、という意味で示している森林の姿というのがこの3ページの下それぞれの機能のこういう森林にしていくという、そういう意味です。非常に複雑だというふうに思われるかもしれませんが、現場にいる人にとってはこの山はこういうふうにしていこうというふうに市町村は思っているんだな、あるいは地域の人たちはみんなそう思っているんだなということを知っていただきたいという意味でございますので、できるだけ現場の方にもわかりやすいようにその辺はしていきたいと思っております。

○鮫島委員 現場の人にわかりやすいことは、私も第一だと思うので、現場の人がやりやすいということがまず前面に出てこないといけないと思います。

それで、ちょっと補足すると、やはり都市計画とかいわゆる国交省なんかで建物の高さを制限するとかいろいろありますよね。あれと実は似ているのではないかと思います。だから、ここには何かつくっちゃいけないとか、どうしてはいけないということよりも何かある規制、いろいろな条件が重なった結果のある規制みたいなもので、ある縛りをつくって、その条件の中だったら、自由に考えてやってくださいという、何かそういうやり方ではないかと思うんですけれども。そうすると、最終的にはある風景ができてくるわけです。ある都市のある部分にはこういう、そして住宅地にはこういう、何かそういう区分けのような気がしてしょうがないんですけれども。いかがでしょうか。

○岡田会長 実はその辺の議論はプランの中で1年半をかけて、しっかりやってきたつもりであります。それにしても国としてはこの森林ないしはトータルとしての我が国の森林のあるべき姿というものをきちんと持ってなければいけない。現状は、決してあるべき姿ではないという、そういう前提があるわけです。そこに到達するのに一体どれぐらいの時間がかかるのか。それはやってみなければわからないというところがあって、10年、20年、これまでは目標値を設けていましたが、今回は5年という、そこも設けてみてきちんとPDCAのサイクルを回していこうという考え方で進んでいくということなんです。

今までのこの3機能区分だと、まさに機能が重層化し、そして木材という立場でそれを見ていったときに、例えば水路保全林のほうが伐採量が多いというような、循環林より多いじゃないかという、少し一般の人から見て、非常にわかりにくいそういう区分だったので、そうではない、その限りで多少皆さんに納得してもらえ、あるいは少しご努力をいただくと、なるほどなというふうに思っていただけ。そういう整理の仕方、これをやはり追及しなければいかんねという、その1つの今回お示ししたのは、成果というか答えでございます。

機能がどの森林についても全て持っている重層的であることは、およそプランの中の議論でも皆さんの一致しているところでございます。しかし、この機能を重点的に発揮してもらいたい、そういう場所的、あるいはこれまでの取扱の歴史、あるいは新しいニーズ、新しい求めに応じて当然のように刻々と変わっていく、そういうところがあって、この段階ではこんな機能を整理し、数量を示すことができると我が国の森林を森林として守り、保全し、そういうことにふさわしいだろうということです。

ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

○鳥村委員 先ほどの合原さんの意見にかなり重複すると思うんですけども、特に私のほうで、興味があるというのは、特に資源の循環利用をどういうふうに区分していくかというところなんですけれども、ここで1つの誘導方法としては森林の誘導方法を1つは育成の単層林と育成の複層林、それから天然の中でもいわゆる循環利用の部分も入っていると思うんですが、これに分けていくときに、ある程度の、ここはこういう林型が望ましいとか、コンセンサスをとっていくということになると思うんですが、それは多分ここはこうすべきだという押しつけではないと実は思っているんですけども、ただ私のほうで民間の立場と言いますか、山を持っている立場と言いますと、やはりどうしてもわからないのは、この山をビジネス上、単層林にすべきなのか、複層林にすべきなのか。長伐期で切るべきなのか、その辺がビジネスモデルが全くわからない。わからないというか、50年で切ったほうがいいのか、それとも間伐を繰り返して100年で切って、複層化するのがいいのか。その辺が正直言ってよくわからないわけです。

多分、これは一般の所有者の方もそうだと思います。だから、こういうアイデアを導入するときにはぜひ何かマーケットもベースにしたビジネスモデルを育成の単層林の場合はこういうビジネスモデルになる。複層だったらこうだと。そういうものをぜひ林野庁が主導して示していただいて、それで始めてこうしようとか、そういうことに森林所有者はなっていくと思います。

その辺をぜひ示していただかないと、なかなか森林所有者としては、どれを選択していいのか。その辺がよくわからない。この辺が大きな課題ではないかと思っています。

○岡田会長 本郷課長、どうぞ。

○本郷計画課長 国が金太郎飴みたいにこうすべきだと示すことがよろしくないと言って、皆さんからご批判をいただいているところなので、その辺はちょっと考えなければならぬことかなと思います。ただ、この基本計画で木材の供給、あるいは需要の目標と一緒にこの機能があるという意味は、大筋で島村委員がおっしゃられたように、その木材をどう使っていくかということと裏腹の関係にあるということですので、その辺は、基本計画の記述の仕方は別として、皆さんにわかっていたりするような考え方をその都度示していきたいなと思っております。

○岡田会長 今回は考え方を提案していますので、極めて無機的な表だけが出てきたんですけども、実は現行の基本計画、各委員には皆さん行っていますよね。この中には今、島村委員がおっしゃるとおりのことが、実は誘導のさまざまなレベルでハードはこういうふうなところについては、こういう誘導がいいですねということも実は全部書かれています。

それもあまり書き過ぎない程度、そのレベルに今回は押さえましょうということなんです。もちろん、今、おっしゃったようなことは実はこういう条件のところではこういう誘導がふさわしいですよというのは書かれています。だから、本冊になるときは、このあたりまでどのレベルにするかをまた次回29日のときにご提案するということになるかと思っています。

○藤野委員 藤野でございます。

私は、建築の専門家として、先ほど鮫島先生がおっしゃったことをずっと思っているんですけども、森はすごく建築と似ていて、そもそも所有者がいながら、みんなのものであるというところがあると思います。建物も一つ一つ所有者がいるけれども、それは景観であり、使っている過程において、誰のものでもないという機能がとても大きくあって、森はもっとそういうところが大きいということで、この基本計画のともとのところにみんなのものであるというか、そういう視点がまずあって、その中で、よりよく美しく、私たちの暮らしと密接に関係して使っていくとか、そういうことが最初にうたわれていたらいいなとすごく思うんですけども。公益的機能という言い方になさっていますけれども、光とか風とかと同じように、なくなったら困るもの、必ずあってほしいもの、この私たちの日本の気候風土が育てているものというあたりをまずうたっていただいて、みんなのよさも守りながら所有者もビジネスもできるようにということがすごく大事なのではないかなと私自身は思っていて、機能を決めて、ここ

がこうというよりはある程度の規制も必要だし、開発も必要だし、しかしこれ以上やってはいけないという大事なところを定めてほしいなとすごく思っています。

それでこれは前回も申し上げたんですが、今回、出てきている中で、数字的なもので5年後の目標、20年後の目標もあるんですけども、やはり常に育てていくというか、若い世代がなければまずいのに、その若い世代をどうやって、どれだけの数字というか、植えていくのかというあたりが見えてこないんです。育成と言いますが、複層林化していく中ではなかなか若い世代は育ちません。はっきり言うと、皆伐しなければ植えられないという現状があると思います。でも、皆伐は社会的に山をはげ山にしているのかみたいな話にすぐつながるんですけども、しかし若い世代を育てていくためには、分散化した皆伐も必要ですし、そこから得たもので、また建築をつくり、炭素を蓄積していくということも必要であって、その若い世代をどう育てていくかというあたりの姿、それが見えてこないのがちょっと残念で、私はできたら皆さんともちょっと議論したいんですけども、この間も申し上げた真ん中が大きな山の形がもう少し法正林化するように、これは5年後に始めても駄目で、常に、今、今と植えていかないと、時間は取り戻せないの、毎年どれだけ植えるんだ、みたいな話をもう少し明確なものであらわしたほうがいいのではないかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○岡田会長 それは実は、全国森林計画というそういう部分があるんです。そのところで切る量、植える量、間伐の量、そしてどうしても保安市に取り扱わなければいけない量はこれです。ねという量をきちんと示すということになっているんです。

そういう関係なものですから、この基本計画ではそこまで示さない。まさに大きなところだけで、それを受けた全国森林計画制度という、そのところでそれが出てくると言うことです。今回は、それを一体のものとして同一の冊子にするということで、プランでは一応のまとめをしております。

○藤野委員 実際に少子高齢化のようなグラフになっている中で、年齢別グラフがなっている中で、将来的にもう少し子供の世代を増やしていくという国としての姿が見たいということで申し上げているわけです。全国がどれだけ植えたりという集積がそうなのかもしれませんけれども、そういうことをうたわないのかという意味です。

○岡田会長 それは、前回に宿題にいただいていますから、その作業も始めています。要するに、いつになったら法制化するんだという。

○藤野委員 そういう姿を日本の国として持っているということによろしいんですか。これから計画的にそういう姿の絵を持っているということなんですかね。法正林化する姿を。

○岡田会長 目標としてというか、あるべき姿としてそういうものをきちんと我々は追及していかなければいけない。そういうものとしては置いています。

○津元森林整備部長 6ページの表にもございますけれども、指向する森林の状態というのがあります。これは80年とも100年先とも言われるんですけども、こういう状態の姿を置く中で、例えば林齢別の構成がどうか、蓄積が何立法ぐらいを目指していくか、こういうところが計算の過程においては出てくるということでございます。

今、藤野委員が言っているような新植の問題等については、昨年のプランの検討委員会の中でも随分意見が出されていまして、確かに3万ヘクタールぐらいしか年に植栽していませんけれども、この水準というものは我々としても低いのではないかと、やはりこれをもう少し伐って植えられるような、そういう構図が必要ではないかという議論はこれまでさせてきていただいております。いずれにしても、こういう表をつくっていく段階で、いつ到達するかというテーマがもう1つあって、5年後、10年後、15年後といった数字を出しますけれども、また全国森林計画ではそれらの15年間の数量全体を一応出していくことになりますけれども、今後、審議していただく事項だと思っております。

○岡田会長 ストンと納得していませんね。

○本郷計画課長 10ページをご覧になっていただきたいんですけども、木材の供給の目標という、要するにどれだけ木を切って出してくるかということとの裏腹で考えていく。先ほど島村委員からもお話がございましたけれども、そういう中でどれだけ切ってどれだけ植えていくというのを考えていくという、その前段の作業を今しておりますので、今後先ほど座長からもお話がございましたけれども、全国森林計画でどれだけ切って、どれだけ植えていくというこの2つの目標から導いていくという作業をしていくことになります。ですから、今持っているというよりもここで、将来どれだけ使って、どれだけ森林をどうするかというのが決まるとどれだけ切って、どれだけ植えるということが計画として議論の俎上に上ってくるという、そういう段階であるということをご理解をいただければと思いますが、いずれお示しできるというふうに思っております。

○岡田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○加賀谷委員 機能の名称についてなんですけれども、物質生産機能という呼び方についてなんですけれども、日本学術会議では木材生産機能、物質生産機能というふうに区分されたということは、学術的には非常によく理解できますし、多分木材だけではなくて、エネルギー利用ということで木材の利用率も5割から8割に増やしていくんだよという意味も含めて、多分こ

の物質生産機能という呼び方を今回選択されているのかなと思ったんですが、国民全体からの目線でこの物質生産機能というものを見た瞬間に、非常にやはりわかりにくいのではないかとということがございます。

ここはやはり素直に木材生産という形が国民にはわかりやすいかなというふうに感じましたし、これからの木材利用率、需給率50%という目標に向かって木材を使っていくんだぞという決意を示すという意味では、物質生産機能というのはちょっと後ろ向きのニュアンスが含まれているような気がするので、この辺はもうちょっと素直な呼び方がわかりやすいのかなというふうに感じました。

○岡田会長 本郷課長、いかがでしょうか。

○本郷計画課長 それは検討します。問題ないと思いますので、学術会議の権威に頼るようで申し訳ありませんけれども、学術会議でこういう機能という形ではっきり文章になったものがあるということを踏まえて、国民の皆さんにわかりやすいという意味で、そういうふうにさせていただくことをちょっと検討させていただきます。

○岡田会長 それと今手元に資料がないんですが、モンリオールプロセスが物質生産機能ですよね。そこも要するに国際的な言葉ですとか、情勢も踏まえたということの理解を私はパツとしたんですが、どっちにしろ、再度検討させていただくということです。

○井上委員 井上でございます。

今、加賀谷委員がおっしゃっていた物質のところなんですけれども、これも我々木材を製品にしていく、原料として利用する立場からすると、基本的にカスケード利用という段階的な利用ということが大事になるので、国民感情としては物質よりもやはり木材生産機能というふうに考えていただいたほうが、エネルギー利用が最後に来るという意味では、大変ありがたくわかりやすい表現になると思いますので、ぜひ木材生産機能というふうに書き替えていただきたいということを私からもご提案申し上げたいと思います。

それから、7ページ以降の林産物の供給及び利用に関する目標という2つ目の目標のことですけれども、ここに議題が移っているので、具体的には9ページの木材の利用量のところの算出方法の四角囲いの中、1から4までありますけれども、1番目と2番目と3番目の製材用材、パルプ・チップ、合板用材、この3つがいわゆる団子三兄弟というか、需要三兄弟ということで、ほとんどの木材利用をカバーしているんですね。そのうちの合板用材はボリューム的には三男坊に当たるんですけれども、ここの合板用材の利用量の算出方法の中に、2行書いてあるわけなんですけれども、針葉樹合板への国産材へのさらなる利用拡大、これについては全く同意見

を持っております。

ただ、2行目の非木質材料を木製に転換することによる新規需要ということがありますけれども、非木質材料を木製へ転換することは賛成なんですけれども、その非木質材料を木製に転換する前にやるべきことがあるというふうに思っているの、文言の追加なりをお願いしたいと思えます。

内容は、現在合板業界というのは、我々国内で合板をつくっているのは、約40%になっておりまして、大多数60%が輸入合板というジャンルになっています。これは製品の形で輸入されるので、国産材を利用する術が一切ありません。その60%が合法木材とかそういうことから出てくれば、これはこれで一つの国際競争という考え方になるんだけど、不法伐採だというふうに言ってしまうと、立証責任がこっち側になってしまうので難しい表現なんですけれども、はっきり申し上げると、インドネシアとかマレーシアといういわゆる熱帯雨林系を原料にした合板が日本の6割を占めているんです。最近では中国も伸びてきていますけれども、そんなことで、こういう南洋材系、熱帯雨林系の合板を針葉樹合板化する、あるいは国産材を主原料にした合板化するということが、森林林業再生プランの中での580万立法メートルの国産材合板利用をしてくれというように言われていて、我々はその目標に向かって頑張っているんですけども、それに大きく影響するわけなんです。

現在、針葉樹合板というものを国産材化していく、これは米・カ材とかロシア材、ニュージーランド材を前提にしているわけなんですけれども、それももちろん大事なことなんですけれども、それと非木質材料を木製化することも大事なんですけども、現在合板業界としては、60%が熱帯雨林系の合板が占めている今日において、それを針葉樹化、あるいは国産材合板化をしていくということが大事になってくる。それがないと、なかなか580万立法メートルの国産材の合板利用が現実的には難しいというふうに考えられるので、2行で、まだまだ行間がありますので、そこにぜひ熱帯雨林という文言がいいのか、南洋材という文言がいいのか、輸入合板を敵に回すのもWTO上で難しいのかもしれないけれども、その辺はうまく考えていただいて、ぜひ国産材を主原料にした合板の現在の合板需要での拡大ということを折り込んでいただきたいというふうに考えます。

○岡田会長 特によろしいですね。ご意見をいただいたということで。

そのほかいかがでしょうか。

○藤原委員 また、多面的機能のほうに戻ってしまうんですが、例えば6ページにイメージとして、あらわしていらっしゃるんですが、なかなか係数でこれを見ても、その多面的機能がイ

メージできないのではないかと思います。

それと先ほど会長さんもおっしゃいましたが、施策なり計画、その進行管理ということで、5年刻みということで、森林というものをとらえた場合のそのタームの厳しさというのはよくわかるんですが、例えば多面的機能、日本学術会議の答申の中で、いろいろな機能区分がされておりまして。例えば露骨かもわかりませんが、金額的比較、現状に比べてこれだけの機能が増すとか、これぐらいの機能が何倍増していくか、この計画は施策によって後押しすればというようなことがわかるように、表記できれば、例えば国民、県民の皆様にも森林施業についての支援というものが得やすいのではないかなと思うんですが。

以上です。

○津元森林整備部長 1つは6ページのこのイメージで多面的機能に関する目標ということで掲げさせていただきました。これは平成7年の資源資本計画のときに人工林、天然林の区分をこのように変えて、これからは森林の育成の関与、複層林、単層林といったような形、こういうものを目標にしましょうということにしております。

今回もこのような形を前回平成13年、18年については3区分という議論をしていただいたようなものが加わって3×3という形だったんですけども、今回はその3区分をなくす。国の段階でしないということになりますと、やはりこのようなシンプルな形の設定になろうかと思っております。

一方、多面的機能への関係、多様な森林整備ということに関しては、これは平成7年から一貫して、要するに育成複層林、育成単層林のような単純な森林をいかに育成複層林といったような形の中に段階的に入れ込んでいくのか、そういうことで多様な森林整備、多様な山づくりをやっていこうという一貫した思想があります。

今回も22年度の現状しか書いておりませんが、5年後、10年後、それから20年後、さらには指向状態の段階ではそういった恐らく単層林面積を減らしながら、複層林面積を増やす、どのようなテンポでやっていこうか、こういうことが議論にされていくものになると思っております。

もう1つのご提案の金額的な話につきましては、確かに日本学術会議のこういったものを参考にしながら、学術会議では70数兆円の機能評価できないものも含めて、数量化されているということもありますので、これを引用するということは、例示なので、これは議論にありましたようにこれを押しつけるわけではありませんし、こういったものがありますよということを基本計画の段階で紹介するということとはとりもなおさず、そういった金額が実は裏にあるんだ

よということがあります。それはどこまで基本計画の中で具体的に書き込めるかはちょっと検討の余地があると思っていますけれども、以前はこのような金額的なことは一切触れておりませんでしたので、ご趣旨を踏まえたような形を多少なりともとれるのではないかと考えております。

○鮫島委員 今の表の6ページの表で、私が思っていたことなんですけれども、上は何となく人工林と天然林、今の関係でこれが将来的には育成複層林になっていくんだなと何となくわかるんですけれども、下の層蓄積と総成長量はそれだったらやはり天然林と人工林ぐらいに分けて表示したほうがいいのかな。それから、成長量というのは、やはり育成単層林だったらどうなのか。複層林だったらどうなのか。やはりそのくらいもうちょっと分けて、見せていただいたほうが、イメージがつかみやすいのではないかと思います。これはあまりにもアベレージにすると、何がなんだかわからなくなってしまうので、ぜひそれは検討していただきたいと思います。

○岡田会長 ありがとうございます。上安平委員どうぞ。

○上安平委員 また、議論を前に戻すようで恐縮なんですが、3ページの森林の機能ごとの望ましい森林の姿、初めざっと拝見しまして、3機能を8機能にするということで、随分思い切った変化だなというふうに、きっと根本的に考え方が変わったのかなという気がいたしました。

ところが、実際にこれを拝見いたしますと、先ほどのご説明にはあまりお触れにならなかったような気がしたんですが、現行の全国森林計画は既にこの機能を似たような感じで、次期基本計画案と並べてもう既に区分されていらっしゃる、変わっているのは保健文化機能が2つに分かれたぐらいの話で、そうするとこの全国森林計画からこの次期基本計画のこの8機能に変わったことの意味というのは、どういうことなのかなと一瞬混乱するので、その辺をちょっと説明していただきたいんですが、あまり実態としては変わってない、既にあるものと、ということなんでしょうか。

○津元森林整備部長 基本計画で3つになっています。実は、これは森林の機能別の整備目標というものが以前はありました。これはここに書いてあるような5つの区分でそれぞれに整備目標の面積がありましたけれども、実は、平成7年の資源基本計画時代に重複しているところが非常に多くて、結局整備目標が、水源かん養が例えば森林の7割を占めるとか、いろいろなことがあって、逆にわかりづらいということもあり、重複を排除して、3つに区分したということが、3区分の始まりだったわけです。

ここに来て、3区分については、機械的にやったとか、それぞれ当初の意図が十分に組み込まれずに問題があったということで、これをなくしますけれども、この3区分をなくす際に、やはり一番参考とすべきものは何なのかということに立ち返ったときに、単純に従前の5機能の区分ということではなく、学術会議で示されたこの8つの区分、ある面では先ほど藤原委員のお話にもありましたけれども、貨幣換算等も活用しているようなこういったデータをもとに、例示として掲げたいということで、これを載せたいということでございます。

ただ、基本的に森林の機能が変わったということではないし、その区分が何が一番適切であるかということについては、これも議論が尽きないと思います。学術会議で示されたこの区分というものを今回の基本計画においては参考に、例示的に出していきたいと考えております。

○岡田会長 金井委員どうぞ。

○金井委員 私も3ページの森林の機能の望ましい森の姿というところなんですが、まず一般の人たちに8つの区分という区分けはわかりやすいんですが、それをさらに8つの要素にあるように森の循環の解説がちょっとほしいなと思います。つまりわかりやすくするために循環するためにはどうすればよいのかという図のようにしてもらいますと、一般の人たちからも森の望ましい姿、それが将来の森の姿が見えてくるというような図になるといいのかなということを感じましたので、申し上げます。

○岡田会長 工夫してみます。加賀谷委員どうぞ。

○加賀谷委員 ちょっとお願いということで、先ほどの鮫島委員の6ページの層蓄積と成長量も天然と人工と分けたほうがいいのではというご意見について、もし議論されるのであれば、育成複層林の複層林化、針広混交林と広葉樹に関してはいいと思うんですけれども、針葉樹、針葉樹の複層林化というのは、これは多分人工林ということになるのではないかなと思うんですけれども、この辺の複層林化については、私が言うことではないかなと思うんですが、森林の現場からはいろいろと成長に関してよろしくないとか、施業に関して、非常に合理化がしにくいという議論もあるので、これをどう扱うかということをもう一回ご議論いただければと思います。お願いします。

○岡田会長 ありがとうございます。島田委員どうぞ。

○島田委員 森林が公益機能ばかりかいていて、長伐期施業に移り変わる中で、森林が業として成り立たないような気がするわけです。木材利用というのは、物質生産ということであれば、エコ住宅、炭素をストップするわけですから、エコ住宅というのは出てきているわけですが、木材利用というのはあまりにもないような気がしまして、どこかに考えてもらえないかなと。

施業計画を5カ年計画をつくる中で、やはり森林は業として成り立つんだよという部分が少し消えているのではないかなと思っているわけです。

公益機能ばかりメインテーマの中に打ち出されておりますので、できれば少しそういう木材利用のほうも入れてもらえないかなという気がします。

○岡田会長 次の議題の中で出てくる話だと思います。

先ほど、何人かの委員から出されました物質生産よりは木材というよりうたうことによるインパクトがあると思います。

それでは、ここまで大変な議論をいただきました。少し休憩をしたいと思います。10分ほど休憩をさせてください。

35分から開会したいと思います。

よろしく願いいたします。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

○岡田会長 それでは、時間になりましたので再開をいたします。

なお議論が行き届いてないかなというふうに私も率直に思うところがございますので、またいろんな機会を設けたいと思います。

それにしても、きょうの議題のところを一応進めなければいけません。②の「路網整備の考え方」、ここも、数値ではなくて考え方、こういうレベルのところでご議論いただきたいと思っています。

ご提案をお願いいたします。

○肥後整備課長 整備課長でございます。座ってご説明いたします。

お手元の資料の3をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、今、会長からお話ございましたように、考え方のところがございますので、まず基本的に再生プランの中での「路網・作業システムの検討事項」ということがまず最初に書いてございます。「森林整備や木材生産の効率化に必要な、路網と林業機械を組み合わせた作業システムの導入」ということで、特にポイントを2つに絞っております。

1つ目が「低コストで壊れにくい作業道などを主体とした路網整備の加速化に向けて必要な、地域の条件に応じた路網作設技術の確立」を進めよう。もう1つが「先進的な林業機械の導入・改良や効率的な作業システムの構築・普及・定着」を進めようという2つでございます。

中身でございますが、2ページ目の参考のところを見ていただきたいと思います。従来の路

網を再整理をいたしまして、左下の「林道」という、この大きな絵の中では黒い色で描いてございます、山から山へ貫通をしていくような、場合によっては集落と集落を結ぶような、そういう地域産業の振興等まで含めた林道というものが基幹的に1つ。その次にオレンジ色の少し太い線であらわしております林業専用道というものを描いてございます。ちょっと文字が間違っておりますが、幹線となる林道を補完し、作業道と組み合わせることにより、作業道の機能も高めつつ、木材輸送機能を強化・補完するものということで林業専用道を位置づけています。

具体的には、10トン積み程度のトラックですとか林業用の車両の走行を想定して、必要最小限の規格・構造を有する丈夫で簡易な道をつくっていかうという仕組みでございます。

もう1つその先に、今度は茶色の細い線になっていますけれども、森林作業道という形で、導入する作業システムに対応して、森林整備の促進を図るために、通常ですと2トン積み程度の小型トラックを含む林業機械が走るような道ということで、集材のために、より高密度な配置が必要となる道です。それで作設に当たっては、経済性を確保しつつ丈夫で簡易な構造とすることが特に求められるというふうに定義づけをさせていただいております。

この道具を使ってどのようにこれから国産材自給率50%超を目指した道づくりを進めていくのかということで、3ページを開いていただきたいのですけれども、ここに1年近くにわたってご検討いただいた路網・作業システム検討委員会での提言ということで、「路網整備水準の目安」が示されております。

ちょっと左側の箱のところを読ませていただきますが、

- 最適な作業システムは、各地域、各事業体、各事業地によって様々となるものであるが、地域の諸条件にとらわれない普遍的な因子を見いだすことにより、一定の目標とすべき路網整備水準の目安を得ることができる。
- 本報告書では、普遍的な因子として林地の傾斜度に着目し、作業システムに必要となる林道、林業専用道、森林作業道の路網密度の目安を別表のとおりとりまとめ、地域における作業システムの検討材料を供することとした。
- 今後、地域の関係者間に置いて、森林経営と調和する最適な作業システムについて十分な検討が行われ、これに必要な林道、林業専用道、森林作業道それぞれの目標量が得られ、共有されていく必要

がある。

- また、最適な路網密度は、木材需要の変化や林業機械の進歩・発展等により、変化していくものである。

というふうにご報告いただいております、その表-1と表-2が、少しややこしいのですが、表-1のほうは、区分のところに、緩傾斜地、中傾斜地、急傾斜地、そして急峻地ということで、傾斜の度合いに応じて4つの区分にしておりますし、それに応じた作業のシステムということで、車両系、車を使って材を運び出すものと、架線系といまして、集材架線材を運び出す仕組みを、緩傾斜の場合は車両系のみ、中傾斜、急傾斜の場合は両方の、それから急峻地になると架線系のみということで、これが主になるでしょうということで、さらに基幹路網と細部路網に分けて、林道、林業専用道でこのぐらいのヘクタール当たりの密度をつくっていくことが効率的な作業システムにふさわしいということで提案をいただいております。基幹路網で林道、林業専用道、それから細部路網で森林作業道、これらをプラスして路網密度はこのぐらいを目指していこうという1つの目安を示されたということでございます。

これはあくまで道の整備水準でございますので、では具体的にこれを使って作業システムはどんなことをイメージすればよいのかということが表-2になります。

基本的には、表-1の路網密度に応じて、それをヘクタール当たりこのぐらいの密度が必要だということですので、それを逆算すると、道から木材を引き寄せる距離というものが出ます。林道とか林道専用道からの距離は何メートルぐらいのところになると、それから細部の森林作業道からはこのぐらいの距離になる。そのための道具立てとして作業システムが書いてございますが、例えば傾斜の緩やかなところではハーベスタとグラップルとプロセッサとフォワーダを使えば、こういう仕組みで150メートルから200メートルぐらいの距離のところ、さらに作業道からは30メートルから75メートルぐらいの、これは当然山の状況によって幅があるということで、このぐらいの距離で材を集めることができるのではないかとということです。

機械の名前が先に出ましたけれども、4ページに「主な林業機械」ということで、ハーベスタですとかグラップルですとかプロセッサとかというものはこういうものですよというご説明と絵がついております。

作業システムは、例えばの例で、システムの例で4ページに載せております。それぞれの作業条件に応じて、伐採から機械ですべてやるパターンもございまして、大型のトレーラー等で運び出すところまでシステムを組んでいるものもあれば、小規模なところを使いやすいチェー

ンソー等でこまめに行っていくという仕組みもあります。これも1つの目安でございますので、こういうことをいろいろ組み合わせて、路網の密度と材を集めるための集材の距離というようなものを考えながら道の整備水準を考えていくということをお示ししたものでございます。

次の5ページでございますが、先ほどから休憩前の議論でございましたように、それぞれの山をどういう区分にして、どのような使い方、目標林型で育てていくのかという議論がございました。

それで、2の(1)「指向する森林の状態に応じた路網整備の対象地についての考え方」というふうに書いてございますように、育成単層林とか育成複層林の一部で、木材生産等、林地の生産力をフルに活用して木材生産を一生懸命やるという場所については、車両系とか架線系ともに施業を積極的に実施するという前提条件を置いて、最も効率よく道と機械とが使えるような仕組みを導入するために必要な路網の水準というものを考えたい。

それから、主として育成複層林のうち①に入らないようなもの、それから天然生林のうち林地生産力が林分というものについては、一定程度の施業ができる路網の水準というものを考えてはどうか。

さらに、主として天然力により森林の健全性が確保されるいわゆる天然生林の主体となる部分については、管理に必要となる最小限の路網の整備にとどめる、または現在の路網を維持するという程度で路網の水準を考えてはどうかというふうにしております。

こういう考え方に基づいて、特に傾斜区分別、先ほど見ていただいた緩いところ、急なところというような区分に応じた路網整備水準の基本的な考え方ということですが、先ほどの目安の表にもありましたように、緩傾斜とか中傾斜地においては車両系を主体とする作業システム、それから、急傾斜地とか急峻地においては架線系を主体とする作業システムの導入を前提に置いて、それをメインの仕組みということで考えて、路網密度がどのぐらいなければいけないかということを経験していったらどうかというふうに整理をしたところでございます。

その基本的な考え方のところを、次の6ページの①、②というところで例示的にお示しをしております。

例えば、6ページの①の「森林の管理や整備・保全に必要な車道」、トラックの走る道という部分については、2つに分けてございますが、「施業に必要な路網整備水準」と「管理に必要な路網整備水準」というふうに2つに分けておまして、間伐材の搬出等の施業を行うのに必要な路網整備水準としては、車両系を主体とする作業システムについては、効率的な作業を可能とするために、作業をするポイントから最も遠い距離が200メートル程度、私どもの森林

の約4割を占める中傾斜地という場合を想定しておりますけれども、そういう場所からは、集めてくる距離が200メートルぐらいのところまで道をつけていけば、効率よく材が搬出できるのではないかとこのように想定をしています。

右のほうにそのイメージ図をつけております。これは林道という大きな道路があって、その先に林業専用道が延びて、林業専用道からすぐにウインチを延ばしたりして200メートル程度を集材して、作業ポイントで玉切りをしたりという作業をすることができるという考え方をしていますし、さらにその下の絵のように、林業専用道の先に森林作業道をさらに細かくつくりまして、ここは林内作業車が走りますので、100メートル程度で集めてくるというようなことのイメージを基本に密度を考えていったらどうかということです。

それからもう一つ、「管理に必要な路網整備水準」の方ですけれども、こちらのほうは、ちょっと耳慣れない言葉ですけれども、これまで有業者とあって、要するに働く方が平均的な通勤時間を片道1時間程度にして、そのうち歩く距離は30分ですよというのが一般的な森林作業を考える場合、管理を想定した場合の因子になっておりますので、そういう前提を置いて考えると、作業するところまで、大体500メートルぐらいのところまでが範囲ということになりますので、そういう前提でどのぐらいの密度かということを考えていこうというふうに前提を置きます。

もう一つ、車両系を主体とする作業システムのうち、伐採から運搬までをハーベスタ、グラップル、プロセッサといった高性能林業機械、さらにその先の森林作業道をフォワーダ等で運ぶということを基本として、森林作業道からの最遠集材距離を、緩い傾斜の場合には75メートルぐらい、中ぐらいの傾斜のところは100メートルぐらいとなるように前提を置いて考えてみたいということで2つ並べております。架線系と車両系の2つに分けて、このような前提でどのぐらいの距離で集めていけばいいか、集める距離が決まると、おのずとヘクタールにどのぐらいの延長が必要かということが出てきますので、こういう考え方の前提で数字をつくっていききたいというふうに思っています。

いずれにしても、3ページでお示しをした検討委員会の場で議論をされて、今の状況の中でこのぐらいの目安でつくっていくべきではないか、整備を進めていくべきではないか。ただし、それぞれ機械の発達ですとか、それから作業システムの組合せの変化等、それからまた木材需要の変化等もございますので、それはそれらを踏まえて変化をさせていくべきものですが、現時点で基本計画を検討する際の路網の密度を計算するに当たっての基本にしてはどうかということで、検討委員会の資料、整備水準の目安を使っていく方向で考えております。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対するご質問、はい、合原委員どうぞ。

○合原委員 林業専用道と森林作業道なのですが、ここには具体的な数字を書いておりませんが、私ども地元でも議論したのですが、一応考え方として、林業専用道が公共事業としてメーター3万円から5万円の道だというふうに聞いておりました。森林作業道が2,000円という形で聞いていたのですが、間違いでしょうか。

○肥後整備課長 ほぼそのぐらいで考えていますけれども、森林作業道のほうは、今まで2,000円定額というのをやっていたけれども、もう少しかかるところも出てくるだろうと思っていて、もう少し上のレベルも私どもとしては助成をしていきたいと考えております。

○合原委員 具体的に、集約化などを事業体でやっていらっしゃる方からぜひちょっとお願いしたいというふうに私は頼まれたのですが、林業専用道が公共事業になっちゃった場合に、今、22年度までか、23年度まで、1万4,000円というのがございますね。あれは割合集約化には使いやすいのです。あと、片道で1,000円ぐらいのがありますね。今回は3万円から5万円の間が一挙に2,000円になっちゃって、私ども今まで作業道というのは6,000円から1万円ぐらいでやっていたのです。しかもそれが68%で、今回の1万4,000円のが全額補助なんです。

それで、集約化する場合に、まず1つは、公共事業の場合にかなりきちっと確定された予算の中でやっていきますね。そうすると集約化をやるときに、例えば今年度は5つの団地を考えようというふうにしてやり始めるのですが、結局は所有者の関係とか、いろんな関係で、5つのうち1つがどうしても次年度とか、ちょっとその年度にはできなくて、違う団地になったりするという、何というか、事業のフレキシビリティみたいなものがあるのですね。その場合に、その林業専用道を主幹に持っていったときの計画というのが、公共事業の場合だったらそれが変更できないのじゃないか。そうすると非常にこの林業専用道というのが集約化のための基幹道として使いにくい。

それで、林道というのはもともときちっとあるわけですから、基幹林道というものは今までどおりで私はいいと思うし、皆さんもいいということなんですけれども、専用道というのをもうちょっと落とした規格というか、つくりやすいシステムにできないだろうかという、利用しやすいシステムにしてほしいという要望がございました。

それで、一挙に作業道になっちゃうと、結局10トン車とか6トン車という大きい車両系が入りませんね。なので、やはり骨道というのは車両系がきちっと入っていくということをする、やはりメーター3.5から4万円の、従来の作業道6,000円から1万円ぐらいでつくれる、そうい

うものは検討できないだろうか、そういう皆さんの声です。

○肥後整備課長 補助の内容なんですけれども、考え方としては、私どもとしては今、合原委員がおっしゃったのは、補正予算で加速化の事業でつくったものは定額の助成にして、1万4,000円ですとか2,000円とかという形で作っていただこうとしています。これは23年度までの予算としてでございますので、そういうものがふさわしいところはそれでやっていただこうと。

ただ今回、10年先を見通して路網の整備をきちんとやっていこうということですので、やはり基本的には、必要な事業費を出していただいて、その68%程度を補助しようということで、定額ではなくて、事業費の考え方を23年度から取り入れたいと思っております、この金額でしか補助しないというような考え方は特にしていかないつもりでございます。

○合原委員 68%の補助が、例えば1万円とか2万円の作業道の場合、実際10年ぐらい前、結局68%補助作業道というのが途中で非常に需要が少なくなって、所有者の方たちがつくれなくなっちゃったのです。どうしてかという、負担できない。要するにお金の負担ができなくて、作業道が滞った時期があるのですね。

それで、例えば素材生産なんかをおやりになる方が、集約化をやって、その利益配分で、低コストの中で、機械の償却もすべて含めて、作業道までご負担できるのであればそういうことも理想形だと思うのですが、私どもの地元で今議論しているのは、九州は結構現場の仕事の単価は安いですが、車両系にしても何にしても。それでもなおかつ、所有者の人はもちろん負担できない。森林組合の場合は、じゃどうするかというと、結局、間伐をしたその利益と間伐の助成金と、それと負担金をコミコミにして、所有者には悪いけれども、ゼロですよという形で事業を進めていくという、そういう形にならざるを得ないのですが、民間の事業体なんかでそこら辺はちょっと厳しいというご意見がございました。だから、もうちょっと使いやすい形での、集約化とセットになった作業道を、車両系を入れるときの使いやすさというのを考えていただけないだろうか。ただ今回の1万2,000円のはすごい使いやすいという意見があったので、一応これだけ。

○岡田会長 長官からコメントをいただきます。

○皆川林野庁長官 今回の基本計画の議論と、そのあとで、予算上での整備目標というのを具体的に定めるのですけれども、その上で、それをどのような事業で組むかという議論は、まさにこれは予算テクニックのレベルになりますので、それはまたそれとしてご議論さしていただきますけれども、きょうのところは、要するにどういった理念で道をつくっていくのか、またその規格というのは、これはもう相当長い期間かけて路網の検討委員会が出てきた結論でござ

いますので、それをきょうはご紹介させていただきながら、基本計画の道づくりの理念の部分にどういったものを位置づけていくかというご議論なので、合原委員の話はまた少しフェーズを変えたところでさせていただければ大変ありがたいなと思っております。

○合原委員 すみません。でも、結局今皆さん所有者の方でやる気のある方は、非常にスピーディーに物事が変わったときに、またその結果として、それを受容して経営をやらなきゃいけないという方たちが多いので、例えばこの基本の林業専用道を、今まで私どもお聞きしたのは、やはり高規格林道みたいな形の予算編成になっている。3万円から5万円というふうに私は聞いたのですね、メーターを。聞いたのですよ、3万円から5万円ぐらいのを想定している、そういうふうに聞きましたので、それがやる気のある方たちはやはりそういうことを、それでこっちが2,000円と、間がないということで非常に危機感というかを感じているので、そこら辺の基本的なところのベースとして。

○皆川林野庁長官 若干、その間云々という議論というか、まさに森林作業道自体はかなりいろんな地形だとか条件とかにおいて相当幅があるのだらうというふうに思っています。かつ我々は林業専用道と森林作業道というのを、どういった機械体系において何がどのように必要になるかということでやっていますから、整備手法としてどういった、例えば助成の範囲を認める、認めないといった議論なので、まさしく予算テクニックの議論で、そういった議論としてまた別のフェーズでお話したほうが、より実り多い議論ができるのかなと思いますので、また、まさしく経営全体として捉えたときということで、横ぐしの議論もしていく機会があると思うのです。これは例えば、集約化施業と森林作業道というのは我々も実は今回、直接支払いの中ではセットで考えていますから、そういったものをどういうふうに、横ぐし的に見たときにいろんな要素が出てきますから、それを横ぐしで見て議論する場というのもまた我々もつくらせていただきたいので、そういった中でご議論いただければと思います。

○合原委員 ぜひよろしく願いいたします。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。横山委員どうぞ。

○横山委員 横山です。

一般的にというか、全体的には大変によくつくられたプログラムだと思うのですけれども、ちょっと特殊な例というか、心配していることを1つお伺いしたいのです。

この道づくりというのの目安が当てはまるのは一体どういう林分に対してかという、言葉をかえるとどういう地域に関係をするのか。つまり北海道から沖縄まで、日本全体の民有林にこの目安を当てはめていくということに対して、私は大変な危惧を感じております。

というのは、傾斜と密度みたいな関係というのはとてもわかりやすいのですけれども、いわゆる全面がスギやヒノキで覆われている本州の人工林地帯という、そういうところでは大変使いやすい方法だと思うのですが、私などがふだんフィールドにしているのは、海から主稜線まで2～3キロメートルしかないような小さな島の中に、海から稜線まで全部が民有林で、要するに2～3キロの幅を持った森がそのすべてという、そういう島というのが日本の中には結構たくさんあるのです。そういう島嶼^{とうしょ}の場合、自然生と人間のいろいろな営為の許容量というの間にはとてもシビアな関係があって、とても許容量が低いのです。特に南西諸島の島々のような場合、目安と言ってこの表が出ていったときに、それが国が指定した基準だというふうに受けとめられるということが大変多くて、そうすると、本州の広いところでやっているものが基準のようにして、とても小さな島の中の、そこにしかない森の中にこの密度で道が入ったら、その自然は多分壊滅すると思います。

そういうようなことがある場所があるので、何らかの注釈をつけてこのプログラムというのを国民に紹介するという、そういう配慮というのがなかった場合は、小さな島の、その島にしかない自然生というのの多様性の保全に逆効果になりかねない資料にこれはなるのではないかという感じがするのです。

したがって、一般論というか、標準的なフォームとしてはこういうものでよいと思うのですが、特殊な自然生を持ったところにこれを基準として当てはめてはならないという、そういうことについて、どこで縛っているのかというか、注釈をつけているのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

○岡田会長 ありがとうございます。大変重要な点ですね。

○沼田林野庁次長 今、横山委員からお話があった点は私どもとしてもきちんと考えて対応しなければいけない部分だと考えております。資料3の「路網整備の考え方」のところも若干それに近いことを触れているところがございまして、5ページの「指向する森林の状態」、それから「傾斜区分別の目安を踏まえた望ましい路網整備」というところにあるのですが、その(1)で「指向する森林の状態に応じた路網整備の対象地についての考え方」ということで、いわゆる生産力が高い林分、こういったものについては、効率化ということを旨として必要な路網整備をやりますと。それから、いわゆる生産力がそれほど高くはない、あるいは天然生林の中でも生産力が高いといったものについては、ある程度の施業が必要ですからこういったものをやっていきます。それから③のところでは、いわゆる天然力を使って森林の健全性を確保する、こういうことに対しては、管理に必要となる最小限の路網整備、もしくは、現存の路網

維持ということをお述べております。基本的に、こういった地域において具体的にどのぐらいの路網整備をしていくというのは、基本的な全国レベルの考え方を踏まえて、都道府県段階、市町村段階にだんだんおりてきて明らかになるということでございますけれども、基本的にその路網整備の森林全体に対する考え方はここに、少なくとも私どもの考え方はここに出ているのかなと思っております。

基本計画等、これからいろんな具体の議論に入ってくるかと思いますが、委員おっしゃいましたような、いわゆる生態系保全の観点からというものは、私どもとしても考慮、考慮というかきちんと明らかになるような文章表現、そういったものは考えていきたいと思っております。

○岡田会長 ありがとうございます。

先を急ぐようですが、次のところに進ませていただいて、もし何か振り返るところがあれば後ほど出していただきたいなと思います。

3番目の「木材産業や木材利用のあり方について」でございます。ここも数値は具体的に示しておりませんで、やはりこの考え方のごところを中心にご議論をいただければ幸いです。

それでは、ご提案をお願いいたします。

○淵上木材産業課長 木材産業課長の淵上でございます。

私のほうからは、お手元の資料の4でございますけれども、開いていただいて、目次の1から4までまずご説明をさせていただきます。

さらに開いていただいて、1ページ目でございますが、これは前回の林政審議会のときにお出ししました資料と同じですけれども、今の木材の需要の太宗が住宅というところであるわけでございます、その木材の住宅の動向、住宅選びの消費者のニーズ、さらに下のほうでは住宅の建築着工の件数でございます。リーマン・ショックを受けて平成21年に79万戸まで落ちました。昨年は若干持ち直して81万戸、特に私どもは木造の軸組みというところが一番需要の大きいところでございます、この緑色のところでございます、昨年約35万戸というような状況になっております。

次の1-2でございますが、これがよく言われます、従来は真壁の仕様ということで、左側の写真にありますけれども、木材が見える形で家に使われていましたけれども、最近是非常に構造材である木材が、特に中に入って行って、木が見えてこないようなつくりが多くなってきております。

開いていただきまして、3ページ目でございますけれども、そういうつくりになってきたとき

に、求められている需要側の、消費者側の新しいニーズに合わせていくと、ここに書いてございますように、集成材・乾燥材、それとプレカット、ここの比率が近年非常に急激に変わってきております。

例えば、「在来工法における柱材の樹種別使用割合」と書いてございますけれども、上の黄色のところは集成材ですけれども、平成7年に1割だったものが、平成13年にはもう50%までふえるというような状況。さらに下のほうのプレカットでございますけれども、これは全国木造住宅機械プレカット協会調べでございますけれども、プレカットの比率がもう圧倒的に、9割近くプレカットというのが普及してしまっておるというような状況でございます。

ここらは構造材でございますけれども、次の合板でございますが、合板も住宅の新しい形にあって、構造用合板の生産が非常にふえてきまして、合板の住宅資材として施工性が優れた製品が随分開発され、その生産量がふえて、従来なかったような合板の使われ方というのが進んできております。さらに、その合板の中でも、国産材の比率が平成14年に1割なかったところが、21年にはもう3分の2が国産材の比率になっておるという状況でございます。

こういうふうに必要な側に沿った形の構造に対して、では山側の問題点というか、そういうものを5ページに出しておるわけですが、今後はその国産材の加工・流通体制というのをきちっと構築していかななくてははいけない。

そのときに忘れてはならないところが、ここの「減少著しい山元還元額」、立木価格のことでございますけれども、要は、これはたまたま事例でございます。これは大分県の日田の在住の方の45年生の立木を丸太で売ったときの価格がこの価格で、4万円で昭和55年のときに売れておった。そのとき森林所有者には3万円戻ってきていた。これが平成元年のあたり、平成の一けたのときには大体2万円で丸太が売れていた。そのときに森林所有者は1万円ぐらい戻っていた。これが平成17年には丸太が1万円になって、森林所有者には1,000円になっている、こういう状況が森林所有者の森林の経営に対する意欲を削いでくるというか、そういう非常に厳しい状況、このあたりのところを十分理解しながらやっていかなきゃいけない。

それで、よく木材の価格が安いから問題だと言われますけれども、木材の価格というのは、実はこの1万円というところが丸太の価格でございます。その次に一番下の青色のところは森林所有者に入る立木の価格です。さらに上のほうに緑色とか黄色がございまして、今度はこれは角材になった製品の価格でございます。この製品が住宅とかに使われるわけですが、見ていただいてわかりますように、上のほうは同じような幅で移動していく。ところが一番下の青色のところはクッションのようにひたすら縮んでいっている。一番構造的に問題な

のは、この青色のところを大きくしないと林業というのは回っていかないという構造でございます。

ただ、このときに今後考えていけなくちゃいけないのは、特に木材の価格の中で、先ほどのような出口の住宅の構造を見ていくと、合板、集成材、こういうところが優等生というか、国産材として進出していっているのですけれども、ここについては外材と当面の間は競合していくような状況になるかと思えます。そうすると、丸太の価格、それに製材の価格というのはそんなに急激に上がる、最近ちょっと上がっている部分はあるのですけれども、急激に上がるということは余り想定しない中で、いかにコストのほうを落としてあげるかというのが非常に当面大事な課題でございます。

それで、コストを落とすというのが、例えば山から木を切る伐採搬出の経費を落とす、それにその切った木を工場まで運んでいくコストを落とす、それで製材工場、合板工場で規模を拡大していったコストを落とす、さらにはまた流通のコストも落としていく、そういうコストを落としていった分をやはり山元に還元していったら、森林所有者の方々が林業経営として山を手入れしていけなくちゃいけないという、こういうふうな仕組みをまず1つ大きな流れとしてつくっていくというのが大きな課題だというふうに理解しています。

それで、そういうふうな住宅というか、消費の構造に対して、やはり外材と戦えるだけの国産材の製品というのをつくっていくには、この6ページにございますけれども、「競争力の高い加工体制」とここに書いてございますけれども、林野庁では、平成17年あたりぐらいから、18年からですけれども、新生産システム、特に大量にロットをまとめて、大型の製材工場に合理的に出していったら、その大型の製材工場さんが市場に向けてきちっとした製品を出していくという大きな流れをつくっていく。その前は合板、集成材で同様の対応がなされております。そういう意味で現在、右の日本地図にございますけれども、大規模の工場、ここでは一応3万以上、年間の原木消費量が、青色は国産材だけですけれども、3万以上の向上というのはこういう分布をしていると。必ずしも全国的に均一な形で分布はしていない状況でございますけれども、私どもとしては、下のほうにございますけれども、「製材工場の規模別の整備」ということで、大規模の工場、中規模の工場、小規模の工場、こういうところがございますけれども、まずやはり外材と戦っていけるような大規模な工場の整備、さらには中規模、小規模がまとめて連携していくようなシステム、さらには、小規模工場に至っては、大工・工務店の方々と消費者の方々と連携していったら付加価値をつけていく流れ、こういうものを進めていくべきだというふうに考えております。

それで、次の7ページでございますけれども、大規模型がございます。その下に水平連携型ということで、今度はここに4つの工場が連携していく。中核の工場が集中管理をしていって、きちっとした製品を、乾燥した材をプレカット工場、住宅メーカー、こういうところに出していくような、こういう大規模で外材と戦っていける型の工場の整備、さらに下のほうでは、垂直連携型、先ほど言いましたように「顔の見える家づくり」ということで、ここにありますように消費者と、今度は製材工場、工務店さん、森林所有者さん、こういう方々が一体になって、有機的な結びつきを持っていって、付加価値をつけた形というか、価値を見出した形の家づくり、こういう取組みが進んできておりまして、現在平成20年ではそういうグループが300グループほど、棟数にすると7,000棟に近い形の棟数が年間つくられていると、こういう状況でございます。

それで、次のページをめくっていただきたいのですけれども、9ページでございますけれども、木材のそういうふうな新しい需要に対して、きちっとして国産材が製品として出ていくために、部材の開発というのが非常におくれているわけございまして、そういう部材の開発というのも積極的に進めていかなくてはいけない課題でございますし、さらには住宅以外のところについても積極的に木材を、もう一度木材で十分使えるところは使っていくというようなことを進めていきたい。ややもするとコンクリート、鉄のほうに安易に走った部分というのが随分多うございます。そういうところですべて木材に戻る必要はないのですけれども、木材でCO₂を固定して、第2の森づくりができるようなものであれば、品質・性能が一定程度担保できるものであればやはり木を使っていくという取組みをさらに進めていきたいというふうに思っております。

10ページ目でございますけれども、特に今後大きく考えていかなくてはいけない課題でございますけれども、実はやはり国産材の流通形態が非常に脆弱で、今回の森林・林業再生プランの大きな課題の1つとして、国産材の安定供給、ロットをまとめてきちっとした納期にきちっとして安定的に供給していくということでないとなかなか市場に受け入れられません。そういう仕組みをつくっていくためには、これは非常に特徴的にわかりやすく書いているのですけれども、従来、ただ生産をしていって市場に出す、だれが買ってくれるかわからないけれども市場に出す。売れるときはよかったですけれども、売れなくなると逆に価格が下がったり、非常にいい形にはなっていない状況が多うございます。

要は、最終の消費者の方々のニーズを捉えた形の生産という形に実はなかなかない。通常の商品は、基本的に使う人たちが発注をして、注文します。こういうものをこれぐらい欲

しいと。それに対して生産していくという仕組みが今一般的になっているわけです。それが一番ロスも少ないし、価値というのをきちっと伝えていくことができるのですけれども、そういう仕組みづくりをしてあげないと、なかなか市場にも受け入れられない。大きな流れとして安定供給をしていくこともできない。そういうことができると、これはまた森林所有者にも還元ができる。こういうふうなことで、右の図のように、基本的にはやはり注文に応じた生産というのを意識した形というのをつくっていかなくてはならない。

そのときに、今流通にかかわっている方々が、「流通コーディネーター」と書いていますけれども、ここの方々が住宅メーカー、工務店さんから製材工場、合板工場、この間、それと素材生産業の間を上手に取り持って、ロスの少ない、それで安定供給のできるような仕組みというのをつくっていく必要があるだろう。

さらには、素材生産の年間のパワー力が、今大体国産材を2,000万立米生産していますけれども、自給率を50%にするためにはその倍の生産力が必要となってきます。こういう意味で素材生産の方々の育成というのが1つ大きな、赤の点線で囲っていますけれども、課題になっております。

それが次の11ページでございますけれども、特に山側の「素材生産事業体の育成・強化」、こういうところが非常に重要になってくる。そういう意味ではやはり機械化だとか事業体の規模を大きくするために事業量の確保、こういうものを新しい経営計画とセットにして、やはり事業体をきちっと育成していくということが大きな課題になってこようかと思えます。

次の12ページでございますけれども、先ほど言いました流通のコーディネート、こういうコーディネートをすることによって価格というものをきちっと交渉するような形というものをつくっていく必要があるだろうと。

次の13ページ目でございますけれども、これが先ほど言いましたように各段階のコストを落としていって山元に還元していくというコンセプトと、もう1つ幅を広げて、山から出た材をいかに上手に全部お金にしていくかという仕組み、1つのものから山に還元するだけでなく、その山のもをすべて上手な使い方としていくということで森林所有者に還元するお金がさらにふえていく、こういう仕組みを早くつくってあげなくちゃいけない。

その1つとして、これは流通業者である市場さんが、今、中間土場、山から市場の途中で土場で買い受けますと。一応全部持ってきてください、仕分けをします。A材、B材、C材というものは全部一応買い取っちゃいましょうと。市に出さなくていいです、特殊なもの、いいものだけ別品材ということで、5%ぐらいの比率になるのですが、これを市に出しましょうと。

それ以外は、わざわざ市にかけて手間暇かけるよりも、直送で分けてあげて、A材だと製材工場さん、B材だと集成材だとか合板工場さん、さらにC材だとチップ工場さんだとか、こういうふうに合理的に分けていくシステムというのが非常に山にというか、お金を戻していく仕組みではなからうか、こういう取組みがやられ始めております。

さらに、その下ですけれども、これは中間工場ではなくて、先ほど言いましたけれども、上と言うとB材を扱うような工場さん、そこに隣接したところに全部山からどんな木でも持ってきてください。そこに選木機があって、選木して行って、B材のところだけはそこでラミナ工場、製材工場ですけれども、ラミナ工場さんにセットで入れて、それ以外は、もっと高いものは製材工場さんに出しますし、C材についてはチップ工場さんだとかに出していく、こういう仕組みをとられるような工場が、工場というか集荷施設というのが幾つかできてきております。

それで、こういう山の木を、曲がった木、まっすぐな木、なかなか製材に使えない木というのを分別して行って、価値をきちっと高めていくというシステムを早く構築していくということが1つ大きな大事な要点だと思っております。

次の15ページでございますが、これが先ほどの図に対して新たに5つぐらいオレンジ色の丸と四角を置いていますけれども、ややもすると外材主導で、製材工場の大きなものは一度港のほうにおりていったのですけれども、やはり資源立地型で山側に中核的な工場ができて行って、そういうところで地域振興というか、雇用も生み出しながら、最短距離で分別して行って、最短距離で仕分けをしていくような、そういう大きな工場ができてきております。そういう事例をとりあえず、まだ稼働してないところもあるのですけれども、そういう動きがございます。ここが5つぐらい出てきております。

私のほうからは以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

○池淵木材利用課長 木材利用課長でございます。

私のほうから16ページ以降を簡単にご説明させていただきます。

まず5番目の「公共建築物への木材利用の促進」ということで、今、公共建築物の木造率というのは、一般建築物が36%に対しまして、7.5%と、非常に低位な状況にあります。これは、左の下のほうにございます昭和25年の衆議院決議とか、昭和30年の閣議決定にございますように、国・地方公共団体が率先して非木造化を推進してきたことなどが大きくその背景として挙げられます。

ただ、右の図を見ていただきますように、県の施設で、例えば県の方針で床面積3,000平米

以下は原則木造化するといったような方針を明確に定めている県とそれ以外の県で比べますと、ここでは平成8年から10年間の木造率の変化を見ておりますけれども、全建築物で1.6%、住宅で6.5%と、そういう明確な指針があると、その住宅とか一般の民間の建築物への波及効果が非常に大きくなっているということがございます。

1枚めくっていただきまして、17ページでございますが、そういった背景などを含めまして、昨年の10月に公共建築物等木材利用促進法が施行されたわけでございます。これは国の基本方針において、非木造化というこれまでの方針を大きく転換しまして、国が率先して木材利用を進めていくということで、例えば低層の建築物は原則としてすべて木造化を図るといった明確な目標を示して、地方公共団体や民間事業者にも主体的に取り組んでいただき、住宅、民間建築物を含めて幅広く木材利用の拡大をねらったものでございます。

下の18ページでございますが、これは公共建築物に限らず、木を使うとコストが高くなるのではないかというようなご指摘もよくございますが、左側の表は、国・地方公共団体の木造の建築コストと、これを鉄筋コンクリートでつくった場合の建設コストを比較したものでございまして、真ん中に青い線で1.0とございますけれども、ここより上が木造が高くなる、その下が木造が安くなるということで、木造の場合でも低コストである例も非常に多くなっているということでございます。実際に木造と非木造で建設費用を比較した場合でも、右側の交流施設とか美甘ドームとかありますように、それほど双方大きな差は見られないということでございます。

1枚めくっていただきまして、19ページでございます。公共建築物の木材利用におきます「教育環境形成効果」ということで、この左の上の図は、コンクリート床より木材の床で過ごしたほうが眠気とかだるさ、注意集中の困難さを訴える場合が少なくなっているというようなことです。またさらに、子どもの実感としても、左の図にございますように、意欲や集中力の低下を感じる子ども、情緒不安の子どもの割合が少なくなっている。さらには、右の図にございますように、インフルエンザによる学級閉鎖の割合が、木造校舎なり内装を木質化した場合に非常に少ない傾向があるということでございます。こういったことを私どもしっかりとPRしていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、20ページ以降は「木質バイオマスの総合利用」ということでございます。この木質バイオマスの利用は、言うまでもなく、マテリアル利用なりエネルギー利用においてもCO₂削減に貢献するということで、総合的な利用を図っていく必要があるわけでございますが、最も重要なことは、左側の上の図にございます林地に放置され、ほとんど未利用となっております。

ます間伐材等、年間2,000万立方発生しているということですが、これはほとんど未利用になっておりますので、これを活用していくということが重要な課題になっております。

また、右側にございますように、新たな用途の開発、ここでは木質バイオマスからのナノカーボン製造システムの研究開発の例を示しておりますが、こういった新たな用途の研究開発も重要であるということをございます。

1枚めくっていただきまして、21ページは、特にエネルギー利用ということで、現在経済産業省で再生可能エネルギーの全量買取制度の導入について、まさにこの国会に新しい法案を出すべく今検討中のございます。その中においても、特に未利用間伐材の重要なエネルギー利用のはけ口となるということですので、その利用推進方策を経済産業省と連携しつつ検討しているということをございます。

現在のイメージとしては、昨年の12月に経済産業省の買取制度小委員会の報告書案の中で、バイオマスも重要な買取対象となっておりますし、1キロワット・アワーで20円、15年を基本とするというようなこともイメージとして出されております。

現在、右の図にございますように、全国16カ所の石炭火力発電所で間伐材の混合利用の実証実験なりが行われているというところをございます。

それから22ページは、木質バイオマスの利用を推進する上でインセンティブを付与するという取組みが重要であるということをございまして、これも既に2つ制度がございまして、排出量取引、これは平成20年より試行的に実施されております。それから、環境省で行っておりますいわゆるJ-V E R制度というのがございすけれども、こういった中で木質バイオマスの燃料転換等による排出削減をやっておるということで、こういったことを通じて木質バイオマスのさらなる利用拡大を図っていくということで森林整備等の着実な推進につなげていくということをございます。

それから、1ページめくっていただきまして、23ページ。木材自給率50%を目指して、輸出も重要のございます。ただ輸出額そのものはまだ100億程度と、農林水産物全体に比べますと非常に低いわけのございます。中国とかフィリピン、アメリカ、韓国等に製材などを中心に輸出しているということ、特に国産材を利用した付加価値の高い製品の輸出拡大に向けて、現地でさまざまなPR活動なり、それから現地のニーズに対応した新製品の開発、それから特に最近では、中国の木構造設計基準、日本の建築基準みたいなものですが、その中で日本のスギ、ヒノキが住宅構造用部材として規定されるように、改定委員会の中に日本の有識者に参加していただいて、現在作業をしていただいているというような状況のございます。

それから、24ページは、「消費者の理解の醸成」ということでございます。先ほどの公共建築物への木の利用などによる教育環境形成効果、こういったものをPRしていくために、私も2005年、平成17年度から「木づかい運動」を実施しておりまして、企業さんと連携をして、最近では環境貢献度の高さを切り口としたマーケティングを展開していただいたり、特に国産材利用に係るCO₂効果等の見える化を推進しております。これにつきましては、左側の上の図にございますが、昨年の8月に木材・木質材料のカーボンフットプリントの原案を認定申請しているというような状況でもございます。

それから、「木づかい運動」とともに「木育」、これは文部科学省さんと連携をして「木育」を推進しているというところでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、最後に「違法伐採対策の推進」ということで、これは2006年、平成18年から、違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方に基づいて、国内外で違法伐採対策に取り組んでおります。国際的には、例えばインドネシアとの間で衛星データを用いた伐採状況の把握や木材のトレーサビリティ技術の開発といったようなことで違法伐採対策に協力をしている。あとは、多国間で国際熱帯木材機関を通じたさまざまな協力、人材育成などのプロジェクト支援を行っているということでございます。

それから、国内では、右側にございますように、グリーン購入法によって、合法性の証明された木材・木材製品を政府調達の対象ということに位置づけておりますし、合法性の証明の方法を示したガイドラインなんかも策定しているということで、政府調達に必要な木材の供給体制というのはおおむね整備されたというところでございますけれども、今後さらにそういった一般消費者・企業への普及拡大とか、その合法性証明そのものの信頼性向上が課題であるというようなことであって、特にそのトレーサビリティを確保して、市場において合法木材・木材製品を差別化するといったような対策の充実が必要であるということでございます。

26ページ、27ページは「木材利用の事例」ということで、公共建築物への利用、それから一般建築物への利用、この中では北海道のカラマツでつくった育成牛舎などは、低コストできるとともに、ハエの発生が少なくなるなどの衛生面での効果も出ている。それから、東京都の木材会館のような、都会の建築物に木をふんだんに使っている例もございます。それから外食産業への木材利用とか、それから27ページでは、「土木用資材への利用」、ガードレールを含めた遮音壁など、そういった利用、それから家具とか紙製品、コピー用紙などの木材利用、それから住宅への利用、木質バイオマスの利用といったことも事例として掲げさせていただいております。

以上でございます。

○岡田会長 先ほどの(2)の①というのは目標の考え方についてずっと議論をいただきました。路網とただいまの木材産業・木材利用のあり方について、このところは、森林・林業基本計画の中では、あるいは目標とかかわっても整理される部分があるかもしれませんが、どちらかという現状と講ずべき施策、このあたりできちっと書き込まれるような、そういう内容について、しかもそれが目標にどのように生かしているのかという、このあたりの提案ごとでございました。

ご質問、ご意見をいただきたいと思います。安成委員どうぞ。

○安成委員 立木価格をなるべく高く山に戻さなければいけないということから考えたときには、新生産システムの中ではなくて、この林産地と連携をとった、3-3、8ページの垂直連携型の家づくりというのが一番効果があると思われる。その中で、ここでは7,000戸と書いてありますけれども、グループを形成してない会社もありますので、マックスで見れば1割ぐらいの方向性があるのではないかなと思うのです、34~35万戸に対して。そういうふう考えたときに、例えば先ほどの1-2、2ページに、昔は真壁だったけれども大壁になりましたよねというふうに認識が書いてありますけれども、実際はその後、今から15年ぐらい前から、日本の住宅というのは再度また、いわゆる内装真壁というふうな、自然主義、自然素材型の家づくりというのが実はブームになっています。今お配りをしていただいた紙がそれをあらわすような、具体的に見ていただいたほうがわかりやすいかなと思ってお配りしたのですけれども、この右にあるような、洋風なんですけれども、床も柱も梁も全部見えるというふうな家づくりが非常にふえています。一方で当然柱を隠してしまう家づくりもあるのですが、ここで問題なのは、その柱とか梁があらわれる木材の使い方というのはやはり木が重要ですので、木の価値がある意味では見出した上で連携をとった家づくりをするということになります。

それで、何が重要かといいますと、乾燥方法とかです。いわゆるこういうふうな家というのは比較的低温乾燥もしくは天然乾燥が求められてきて、それが今なかなか全国の山で供給体制が整ってないという問題点があります。

それともう一方、環境省のロードマップとか、あるいは国交省が今やっていますLCCM住宅、ライフサイクルカーボンマイナス住宅という観点からしても、私は住宅屋なんですけれども、いかにいわゆる製造時のCO₂が落ちる材料調達をするかということは今考えています。

それからすると、同じ乾燥でも、重油で乾燥するのではなくて、木質バイオマスで乾燥するとか、あるいは天然乾燥を行うとかいうふうなことを今率先して先進的なところではやってい

るわけですが、そこに対するいわゆる山側の感覚が、我々川下側の人間からするとどうも少し違うように思うのです。

そういうふうな前段のもとに今回のこれを見てもみますと、乾燥だとか今の低いCO₂での材料調達などにもう少し具体的な書き込みが要るのではなかろうかというふうに思うわけです。例えばどういうことかといいますと、10ページの「国産材の安定供給に向けて克服すべき課題」がありますが、この右側の「安定供給可能な流通体制のイメージ」の中で、^{じつばひとから}十把一絡げにこうやって書くのではなくて、この中でそういうふうな材料に対する措置はどうするというふうなことも書き込んでいただきたいなという感じがするのです。そうしますと今の乾燥の問題だとかいうことについても何らかの方向性が出てくるのではないかなというふうに思います。

それからもう1点は、実はカーボンの固定化です。今私たち住宅の業界では、CO₂の、いわゆる国産材のカーボンの固定の認証制度はないだろうかということをいろいろ考えていまして、お話をお聞きしますと港区ではもう認証が始まったというふうに聞いていますし、千葉県とか、他県でも何県かは認証というレベルで始まったというふうに聞いていますし、NPOもこの4月から認証を1県やるところも出てくるのです。それはただの認証ですから何もインセンティブはないのですけれども、やはり国産材を使うという意図を持って評価をしていただけるような何らかの仕組みをつくっていただきたいなと。カーボンフットプリントもそうですし、クレジットもそうですけれども、固定化という部分で何らかの方向性を示していただくとありがたいなと。

ちょっと雑駁ですけれども、何点か申し上げました。

○岡本会長 ありがとうございます。

○淵上木材産業課長 安成委員のほうからお話ありましたように、住宅の仕様というのはまさしくこういうふうな、私どもとしても、あらわしというのがさらにふえていって、木材に対しての価値観というのをきちっと分別して、価値観を認めていただくような方向性というのは非常にありがたいというか、望むようなところで考えているところでございます。そういう意味では安成委員のやられているようなところというのは非常に最先端を行かれていますけれども、現実には山にある林分は、例えば今の林分で言うと50年生とか40年生の山が非常に多くて、そうすると間伐材が出てくる。そうするとその間伐材は必ずしもいい材だけが出てくるわけではなくて、曲がった材も出てきます。

それで、山から出てくる材を全部処理していってお金にかえてあげるということになると、やはり新生産みたいな大きな流れ、合板とか集成も含めて、そういう大きな流れで1つ

つくるのと、もう1つセットで、安成委員の言われるようなもうちょっと付加価値をつけたもの、これをトータルでつくっていくというような仕組みを今後ねらっていきたい。

これは単発とは思ってないのです。最後の内陸型の工場のところに集めてくるところで、今度そういうところに付加価値型がずっとひっついていくような形というのを僕らは望んでいくと思っています。

それと、乾燥の話なんですけれども、おっしゃるとおりに、低温だとか天然乾燥とか、非常に付加価値がついている部分もあるのですけれども、現状がなかなか、すぐさまそれが今の住宅の大工・工務店さんというか、メーカーさんの工期の関係だとか、すぐには乗り越えられないところもあるのかなど。今後の課題というか、そういう乾燥については、乾燥技術もそうですし、いろんな乾燥のところは、国産材のシェアがふえていくとともに、そのところの克服すべき課題としては十分出てくるのではなかろうかと思っております。

さらに、材料のところについて、ちょっと簡単に書いていますので、非常にピントを絞ってわかりやすく書いたのですけれども、おっしゃるような観点でもう少しそういう乾燥なり材料のところについては記述というのも考えていきたいと思えます。

○岡田会長 大きな政策レベルの話というよりは、国産材振興という、その課題の中で具体的な事業レベルで山元がもうちょっといろんな工夫をしたり、考えることがありそうだし、一体化できるそういう施業なり取扱い方法というのはありそうだと。すなわち従前に伐採しておいて、葉枯らしをさせておいてすぐ対応するとか、そういう対応に対して予算措置をしたりとか、そういう話ですね。

○安成委員 そうですね。恐らく需要はあるのです。その需要と供給側のミスマッチが起こるわけです。

○岡田会長 これは事業レベルの話としてヒントはいただけるのじゃないでしょうかね。

○淵上木材産業課長 若干補足いたしますと、僕らが若干危惧するのは、安成さんが提示されたものというのは新しい家づくりの発展形なんですけれども、昔の家と変わらないのじゃないかというふうに勘違いされて、山側の人が昔のままで、ねじれても曲がってもいいとか、隙間風が入ってきてもいいのだみたいなことを言う人がまだまだ山の中には随分いらっしゃるところもあって、大きな流れは変わってきていて、どんどん家も木材の使い方も進歩しているのだというところを少し強調したいというところもあって誇張した部分にはなっている。

○岡田会長 藤野委員どうぞ。

○藤野委員 私もこの10ページの右の絵を、安成委員がおっしゃってくださったように、せつ

かくなのでもう少し丁寧に書いたほうがよりよいと思います。やはり建築に使う需要が大きいというところから言っているのですから、今、安成委員は木造住宅のお話をされましたけれども、私は公共建築物木造法にかんがみても、ストックヤードの整備ということが絶対必要だと思っていて、大きな建物をつくる時に木材が欲しくても、山から切ってこなければならぬというあたりが、どうしても工期やコストと大きく絡んできていて、そのあたりも含めて、森、山、林野側が建築に歩み寄る絵をここで示すことが大事ななと思っております。

○岡田会長ありがとうございました。どうぞ。

○葛城委員 公共建築物への国産材の利用に関してご提案なんですけれども、ぜひ空港にたくさん国産材を使うように国として推進していただけたらなと思います。

というのも、コペンハーゲンの空港でトランジットをした際に、3～4時間あって、わあ長いな、疲れちゃうなと思っていたところ、床も壁も天井も、とても落ち着いた色調の木で統一されていて、あっという間に時間がたっちゃいましたし、気持ちよかったですし、安らいだし、何よりもその国の、国家の品格を感じたのです。

振り返って我が国日本はどうだろう思ったときに、森の国であるはずなのに、空港にその気配が全くない、これは非常に残念なことだと思います。大きな需要にもつながると思いますし、外国から来た方にとってもこの日本をアピールするいい機会にもなると思います。秋田空港なんか内装を一部木質化しているのですけれども、まだまだ中途半端だと思ひまして、成田空港、羽田空港、そして地方の空港もどんどん木質化していったら、とても素敵な日本のイメージアップにもなるのじゃないかなと思ひました。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございました。どうぞ。

○黄瀬委員 この13ページ、14ページに表がごございますように、出てくる材料をA、B、Cと、こう分けているわけでごございますけれども、これから林地残材等が出ますとB、Cばかりふえて、Aがだんだん枯渇してくるのではないかというふうに思って危惧しております。

その中で、BをAに使っていかうというふうな提案でごございますけれども、多くのBになる材の中で、いわゆる虫食い材と言われるような材が非常に多くある。三重県、奈良県、和歌山県あたりも、60%から80%はこういう食痕材、私は被害材とは呼びませんが、昆虫は生きていくために食痕にするわけでごございますけれども、そういった材が非常に多い。そういう中で1つだけ提案するのは、この最後の24ページにごございますように、今後消費者に対して「木づかい運動」、あるいは「木育」等を推進する中で、私たちはこの虫食い材を「あかね

材」と呼んでいますけれども、間伐材のことは国民は十分理解して、もう知っておりますので、これからぜひ「あかね材」をPRしていただくような方法でひとつご検討をお願い申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。

上安平委員どうぞ。

○上安平委員 要するに工業製品としての品質・数量管理ができるような木材供給をしていこうというふうになるのかなと聞いていたのですが、その中でちょっとかなめになりそうなのが、新しく出てきた素材流通コーディネーターというのが12ページにあります。その前にも出てきていますけれども、この素材流通コーディネーターを具体的にはどういう立場の人がどういうふうな機能を果たしていくのか。もう1つわからなかったのですが、どうも左の「N協同組合」というのを見ると、やはり1つの組合形式でその機能を果たしていこうと考えているのか、それともこういうコーディネーターみたいな人をこれから要請していこうとお考えになっているのか、ちょっとその辺を教えてくださいなと思いました。

○淵上木材産業課長 素材流通コーディネーターのところは、これは素材生産事業者の集まりの方々が協同組合をつくっておられて、実際に上手に集められているわけですが、このコーディネーターになってくる方々は、今想定しているのは、やはりこの流通にかかわってくる方々、例えば市場の方でも結構なわけです。先ほどのA、B、Cを分けている上のほうは、実は市場を経営されている方々が、市というのは5%しかやっておりますけれども、そういう市場の方でもいいですし、例えば北海道あたりだと商社の方々がそこをつないでいたりしていますし、この流通コーディネーターのところというのは今のところ特定の人ではなくて、ここを上手につなげる人、地域によって随分違ってくるとは思うのですが、そういう人たちを育てていくというのがやはり非常に重要だと思っております。

○岡田会長 ありがとうございます。

鮫島委員どうぞ。

○鮫島委員 1つは、10ページの図にも関係するのですが、今公共建物で木材を使うという方向で動いているわけですが、公共建物に使うからには、品質・性能が確かということで、JASということになるのですが、実はJASを取得して維持するのは結構大変らしいのです。日本の木材産業の中ではJASを取れないところがいっぱいあって、ですからせっかくそういう規格があるのだからきちんと使えるような形をつくらなきゃいけないし、あと、県の規格が

あっても、その辺の規格が非常にまだ十分活用できてないのじゃないかなというところで、ぜひそれはやっていただきたいということなんです。

それから、あと、公共建物の場合はやはり納期というのが限られているし、割と大きな建物もつくるわけで、乾燥というのが追いついていかない。乾燥ってやはり時間がかかるもので、ぜひその辺もきちんと全体が動くように設計していただきたいということです。

それから、もう1つは、最後のほうに全量買取の話が出てきたのですけれども、林地残材、私は林地残材って何なんだろうといつも思っているのです。森の中にあって出てこないから林地残材、出てきたものは立派な資源なんです。そうすると林地残材でもA、B、Cが絶対発生するのじゃないかなと思うので、これの仕分けの仕方はやはりきちんとしなきゃいけないし、特にCは、14ページの図なんかみると、「製紙工場、エネルギー利用等」ということで、あと割と低質な繊維板工業とか、いわゆるボード工業も全部ここに入ってくるので、ここでの資源の分配をめぐっては大変な問題が発生するのじゃないかなということをしごく懸念しているのです。

ですから、電力会社のような大手が入ってくることはある意味いいのですが、これがかなり諸刃の剣のような存在で、今回の動きというのはやはり森林、それから木材産業の全体にとって要するに利益が還元され、もちろん消費者、それから生産者にも還元されるということは十分大事ですけれども、その辺、全体を考えた設計にぜひ持って行っていただきたい。そういう意味で、やはり林野庁がイニシアティブをとると非常に実は大きいんじゃないかということで、ぜひ他省庁に押し切られないで、健闘、頑張ってくださいというふうに思っています。

○岡田会長 ありがとうございます。

大変多くのご意見をいただきましたので、29日にはさらに中身というか、ご意見をきちっと受けとめた内容でご提案できるのではないかなと思っておりますが、それにしましても、長官がずっとご意見を拝聴しながら、何かお考えがあるように伺いました。最後に少しご発言をいただいて、それできょうの会議を閉めたいこのように思います。

○皆川林野庁長官 きょうは大変に多くの内容を一どきにご説明をし、ご議論の時間もやや不十分だったのかなというふうに反省をしております。

特に、今回基本計画の中で、例えば多面的機能に基づく森林の区分をどうするかという議論についても、基本計画というものが何をねらっているもので、それぞれ関係する人にどういう意味合いなのかということの、基本計画の中の区分をすることがどういうふうに現実につながっていくのかという辺も、もうちょっとわかりやすい資料も次回までにご用意させていただ

てご説明させていただきながら、ちょっときょうお顔を拝見していて、まだまだ言いたいことがあるのにちょっと不満足だなという感じに私も受けとめましたので、そんなふうに工夫をさせていたいただきたいなど。

またその中で、例えば合原委員のおっしゃっていた現実の施業計画だとかの段階でどんなふうになっていくのかとか、それに関係していくのかどうかというあたりも、多分、きょう聞いておられただけではなかなかわからない部分、その裏側に秘められている部分もあると思うので、そういったことが少し理解の手助けになるような資料も、我々も工夫させていただきながらつくらせていただきたいというふうに思っています。

また、きょうは本当に多方面のご意見をいただきましたので、我々も次回に向けて、すぐ使えるものは使っていきたいと思えますし、また特に空港の木質化というのは大変にいいアイデアを伺いました。実はJRの駅などではそういった木質化の動きというのは結構出ております。また一部の空港でもそういったことを考えていこうかなという動きもちょっと聞いておりますので、そういったものに我々も直接的にもっと濃厚に関与していきたいなど。

また、鮫島先生からの再生可能エネルギー等々の議論も、3月中旬の閣議決定を目指した調整作業に今入っております。そういった意味でしっかりと我々も関与するところはして、いわゆるイニシアティブを失わないように、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

いろいろとご叱責、またお励ましの言葉もいただきまして、大変ありがとうございました。

○岡田会長 大変長時間ありがとうございました。

以上で本日の林政審議会を閉じたいと思います。

閉会